

平成26年9月佐川町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成26年9月5日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 平成26年9月5日 午前9時宣告

開 議 平成26年9月5日 午前9時宣告（第1日）

応招議員	1番	下川	芳樹	2番	坂本	玲子	3番	邑田	昌平
	4番	森	正彦	5番	片岡	勝一	6番	松浦	隆起
	7番	岡村	統正	8番	中村	卓司	9番		
	10番	永田	耕朗	11番	西村	清勇	12番	今橋	壽子
	13番	徳弘	初男	14番	藤原	健祐			

不応招議員 なし

出席議員	1番	下川	芳樹	2番	坂本	玲子	3番	邑田	昌平
	4番	森	正彦	5番	片岡	勝一	6番	松浦	隆起
	7番	岡村	統正	8番	中村	卓司	9番		
	10番	永田	耕朗	11番	西村	清勇	12番	今橋	壽子
	13番	徳弘	初男	14番	藤原	健祐			

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	チーム佐川推進課長	片岡 雄司
副 町 長	村田 豊昭	教 育 次 長	吉野 広昭
教 育 長	川井 正一	産業建設課長	渡辺 公平
代表監査委員	上田 益英	健康福祉課長	岡崎 省治
会計管理者	西森 恵子	町 民 課 長	麻田 正志
総 務 課 長	横山 覚	国土調査課長	氏原 敏男
税 務 課 長	田村 秀明	農業委員会事務局長	氏原 謙
収納管理課長	橋掛 直馬	病院事務局長	笹岡 忠幸

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	なし
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 12番 今橋 寿子 1番 下川 芳樹

平成26年9月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

平成26年 9月 5日 午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸般の報告 |
| 日程第4 | | 行政報告 |
| 日程第5 | | 常任委員会委員、議会運営委員会委員及び
特別委員会委員の選任について |
| 日程第6 | | 陳情について |
| 日程第7 | 報告第7号 | 平成25年度財政健全化判断比率の報告について |
| 日程第8 | 報告第8号 | 平成25年度資金不足比率の報告について |
| 日程第9 | 報告第9号 | 平成25年度佐川町病院事業特別会計継続費の精
算報告について |
| 日程第10 | 報告第10号 | 債権の放棄について |
| 日程第11 | 報告第11号 | 債権の放棄について |
| 日程第12 | 報告第12号 | 債権の放棄について |
| 日程第13 | 報告第13号 | 債権の放棄について |
| 日程第14 | 報告第14号 | 専決処分の報告について（工事請負契約の変更契
約の締結について） |
| 日程第15 | 同意案第3号 | 佐川町教育委員会委員の任命について |

日程第 16	同意案第 4 号	佐川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 17	同意案第 5 号	佐川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 18	認定第 1 号	平成 2 5 年度佐川町一般会計の決算の認定について
日程第 19	認定第 2 号	平成 2 5 年度佐川町国民健康保険特別会計の決算の認定について
日程第 20	認定第 3 号	平成 2 5 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算の認定について
日程第 21	認定第 4 号	平成 2 5 年度佐川町学校給食特別会計の決算の認定について
日程第 22	認定第 5 号	平成 2 5 年度佐川町農業集落排水事業特別会計の決算の認定について
日程第 23	認定第 6 号	平成 2 5 年度佐川町特定環境保全公共下水道事業特別会計の決算の認定について
日程第 24	認定第 7 号	平成 2 5 年度佐川町介護保険特別会計の決算の認定について
日程第 25	認定第 8 号	平成 2 5 年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について
日程第 26	認定第 9 号	平成 2 5 年度佐川町水道事業特別会計の決算の認定について
日程第 27	認定第 10 号	平成 2 5 年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定について
日程第 28	議案第 46 号	平成 2 6 年度佐川町一般会計補正予算 (第 2 号)
日程第 29	議案第 47 号	平成 2 6 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 30	議案第 48 号	平成 2 6 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 31	議案第 49 号	平成 2 6 年度佐川町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 32	議案第 50 号	平成 2 6 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 33	議案第 51 号	特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 34	議案第 52 号	佐川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 35	議案第 53 号	佐川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 36	議案第 54 号	佐川町いじめ問題調査委員会条例の制定について
日程第 37	議案第 55 号	佐川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 38	議案第 56 号	字の区域及び名称の変更について
日程第 39	議案第 57 号	町道路線の認定について
日程第 40	議案第 58 号	平成 25 年度佐川町水道事業特別会計利益剰余金の処分について
日程第 41	議案第 59 号	平成 26 年度佐川町病院事業特別会計資本金の額の減少及び資本剰余金の処分について

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまから、平成 26 年 9 月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は 13 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付のとおりとします。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、12 番、今橋寿子君、1 番、下川芳樹君を指名します。

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員会委員長から報告願います。

議会運営委員会委員長（永田耕朗君）

おはようございます。9 月定例会の会期及び運営につきまして、9 月 2 日に議会運営委員会を開催し、審議した結果を報告します。

本日 9 月 5 日を開会日とし、各委員会委員の選任、報告、同意案、議案の上程、説明までとし、終了後、各常任委員会を行います。6 日土曜日、7 日日曜日は休会とします。8 日月曜日と 9 日火曜日は一般質問を行います。一般質問終了後、常任委員会審査報告を行います。終了後、決算の勉強会を行います。10 日水曜日は休会とし、決算の勉強会を行います。11 日木曜日は議案質疑、討論、採決等を行い、閉会とします。

本定例会の会期は、9 月 5 日から 11 日までの 7 日間に決定しましたので、報告します。

なお、運営については、議長に一任いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（藤原健祐君）

お諮りします。本定例会の会期を、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から 9 月 11 日までの 7 日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から 11 日までの 7 日間に決定をいたしました。

日程第 3、諸般の報告を行います。

まず初めに、9月2日付で松本正人氏から議員辞職願が提出され、地方自治法第126条の規定により同日付で辞職を許可いたしました。佐川町議会会議規則第99条第3項の規定により報告をいたします。

これにつきましては、8月30日に、松本氏が道路交通法違反で摘発されたことを受け、本人から辞職願が提出されたものであります。議会といたしましても、大変遺憾なことであり、議長といたしましても、住民の皆様に対しまして深くおわびを申し上げます。今後、このようなことがないように、議員全員身を正し、行動していかなければならないと考えております。

それでは、6月定例会後の重立ったものについて報告します。

6月19日、第2回日高村佐川町学校組合議会が招集され、出席しました。提出されました議案は、補正予算案1件と選任同意案1件であり、一般会計補正予算は、消防設備不良箇所の改善等で19万8,000円の予算の組み替えをするものであります。また、日高村佐川町学校組合監査委員には、日高村の西川龍子氏が選任同意されました。

6月20日、平成26年度佐川町よさこいクラブ連合会総会への御案内を受け、副議長に代理出席していただきました。

同日、平成26年度さかわ観光協会第1回通常総会へ御案内を受け、総務文教常任委員会委員長に代理出席していただきました。

6月25日、こうち型地域環流再エネ事業こうち・さかわメガソーラー発電所建設工事の起工式が行われ、議員の皆さんと出席しました。

6月30日、平成26年度国道33号及び国道494号整備促進期成同盟会総会が久万高原町で開催され、町長、担当課長と出席いたしました。総会では、予算案等合わせて7議案が審議され、原案どおり決定されました。

7月24日、平成26年度高知縣市町村議会議員研修が県民文化ホールグリーンホールで開催され、皆さんとともに出席しました。講師は、食環境ジャーナリスト、食総合プロデューサーの金丸弘美氏で、「幸せな高知県のつくり方 地域の誇りが人をつなぎ、小さな経済を動かす」と題した大変有意義な講演を聞いてまいりました。

8月8日、第14回四国土砂防災ネットワーク議員連盟定期総会が徳島県池田町で開催され、出席いたしました。提出されました議

案は、予算案等 5 件で、全て原案どおり可決しました。また、定期総会の後、国土交通省砂防計画課課長ほか 2 名の講師により、砂防行政に関する講演があり、有意義な研修となりました。

8 月 22 日、第 8 回高幡町村議会議員研修会が三原村農業構造改善センターで開催され、皆さんとともに参加しました。講師は東京大学名誉教授大森彌氏で「道州制の情勢及び概要について」と題した講演を聞いてまいりました。

8 月 27 日、町村議会議長研修会並びに県政に対する意見交換会が高知会館において開催され、出席しました。研修会及び意見交換会では、まず、「農業対策について」、「中山間対策について」、「地震対策について」、県の職員から説明を受けるとともに、主要部課長との意見交換会を行いました。その後、岩城副知事から「県政の諸課題について」と題した講演をいただきました。

同日、国道 494 号佐川吾桑バイパス整備促進協議会中央総会が須崎市で開催され、副議長、産業厚生常任委員長、国道 494 号佐川バイパス整備促進特別委員長に出席していただきました。

9 月 4 日、高吾北広域町村事務組合議会が招集され、出席しました。提出されました議案は、認定 1 件、議案 4 件であり、いずれも原案のとおり決定をいたしました。

以上で諸般報告を終わります。

日程第 4、行政報告を行います。

町長（堀見和道君）

皆様、おはようございます。本日は、議員の皆様方の御出席をいただき、平成 26 年 9 月定例会を開催できますことを厚く御礼を申し上げます。また、日ごろは町政運営に御指導、御協力をいただきまして、改めてこの場をお借りして御礼を申し上げます。

それでは、早速ではありますが、行政報告をさせていただきます。

初めに、8 月前半の台風 12 号、11 号の襲来による、町行政としての災害対策について、御報告いたします。

台風 12 号、11 号の襲来により 2 週続けて町内全域に避難勧告を発令する事態になりました。この 2 件の災害で、斜面崩落や土石流の発生で不安を感じられた方、また土砂災害の危険性が高まり、避難を余儀なくされた方もいらっしゃいました。農作物の被害など、今回の災害で、被害に遭われた方々に、この議会の場をお借りして、改めて心からお見舞いを申し上げます。

台風 12 号のときは、夜中の 1 時に災害対策本部を立ち上げ、夜明け前、4 時前後の豪雨により土砂災害発生危険性が高まり、夜明けと同時に避難勧告を発令することになりました。そのため、避難所開設の準備、情報の収集等、緊急を要する対応を迫られることから、全職員の招集を指示いたしました。雨の勢いは少し弱まったものの雨は降り続き、日曜日から月曜日の夕方にかけて、災害対策本部会議を 6 回開催し、非常時への対応をとれる体制をとり続けました。

台風 11 号のときは、1 週間前の豪雨により斜面崩落危険性が高まっていること、あわせて台風直撃による暴風雨により災害発生危険性があることから、先を読んで早めの対応をとることを徹底いたしました。金曜日の夕方には、避難準備情報を発令し、総合文化センターを含め 3 カ所の避難所を開設し、特に、土砂災害危険性が高まっている舟床地区の皆さんには、総合文化センターに避難いただくようお願いをいたしました。

また、町民の皆様へ、災害発生危険性が高まっていることを認識していただき、万が一に備えて避難の準備をしていただくために、私みずから防災無線で伝えることにいたしました。

土曜日の 14 時 40 分に災害対策本部を立ち上げ、暗くなる前に避難をしていただけるよう、17 時 20 分には、避難勧告を発令いたしました。翌日曜日の夜明けには、雨も上がり、夕方まで計 3 回の災害対策本部会議を開催し、解散いたしました。

どちらの台風とも人的な被害がなかったことは、何よりもありがたく思いましたが、尾川地区では簡易水道の汚濁がひどく、自衛隊に給水の応援をしていただきました。

2 週続けての災害対応では、消防団や町内の建設会社と連携をとりながら、役場職員がチーム佐川の一員として、チームワークよく避難所の運営や町内の見回り、深夜にもかかわらず道路の遮蔽物の撤去や通行止めの対応をするなど、町民の安全を守るために一丸となって防災活動に当たりました。

今回の経験を次への備えに生かせるよう、防災対策の強化に関する取り組みを継続していきたいと考えております。

続きまして、各課所管の行政報告をさせていただきます。

初めに、チーム佐川推進課の所管事項でございます。

まず、第 5 次佐川町総合計画の策定について報告いたします。総

合計画の策定につきましては、町民の皆さんのまちづくりに期待する声を計画に反映するため、6月中旬から7月にかけて町民アンケートを実施いたしました。無作為抽出により、20歳以上の約1,000名の方々にアンケート用紙を送付するとともに、インターネットによるアンケートへの回答も実施いたしました、合わせて480件の回答をいただきました。

アンケートの内容につきましては、経年比較ができるよう、現総合計画策定時のアンケート内容を基本にし、あわせて博報堂と慶応義塾大学の前野隆司教授が共同研究され、全国的に実施されております「しあわせ風土スコア」調査内容を取り入れました。佐川町の人々が「やってみよう」「ありがとう」「なんとかなる」など、幸せの要因を感じているか、また、佐川町が地域として、その気持ちを後押しする土壌や価値観を持っているか、といった内容を調査するものであります。

現在、詳細な集計と分析を進めておりますので、結果が出ましたら、広報等を通じて報告していきたいと考えております。

また、役場職員によるワークショップも2回開催いたしました。過去10年間を振り返ることをテーマに、現総合計画の大綱別に、「実施したこと」「成果」「課題」を抽出する作業を行い、計画策定のための基礎資料を作成しております。今後、住民アンケートや、こうしたワークショップをもとに、各種統計の将来予測から佐川町の10年後の未来を描く作業を行う予定であります。

次に、ファシリテーター研修について報告いたします。

6月28日、黒岩地区で、これまでの研修で学んだ手法を活用した「黒岩地区のまちづくりサロン」を開催いたしました。

「黒岩地区のコミュニケーションをさらによくするための新しいアイデアを出しあおう」というテーマのもと、黒岩地区だけではなく、佐川高校の生徒や役場職員、地区外の方にも参加していただき、まちづくりのアイデアをみんなで考え、発表・共有し、よいアイデアに投票するという作業を通じて、まちづくりを考える楽しさ、会議の楽しさを実感していただきました。

一部の手法につきましては、現在、各地で開催しております地区懇談会で既に取り入れ、楽しい雰囲気の会議となるよう努めているところであります。

また、総合計画策定の過程で予定しております住民の方々からの

ヒアリングやワークショップでも、このファシリテーター研修で学んだことを生かしていきたいと考えております。

次に、集落活動センター事業について報告いたします。

昨年度から活動を展開しております尾川地区集落活動センターたいこ岩では、本年度予定しておりました既存施設の改修や、新たな施設の整備として行っております石窯屋根新設工事などが9月末には完了する予定であります。今後、石窯を活用した体験イベントや新たな事業も計画しており、地域住民や町内外の交流活動の拡大につながるものと期待しております。

また、斗賀野地区におきましては、本年7月に、公募型プロポーザル方式により、日高村のセルクルデザイン工作室を活性化計画策定委託業者として選定いたしました。委託期間は、来年3月末までとしており、期間中には、ワークショップなどの開催や先進地視察を実施し、地域住民の皆さんと一緒に、活性化に向けた計画を策定することとしております。

また、永野、黒岩、加茂地区におきましても、地域活性化に向けた活動の検討会が開催されております。住民の皆さんが主役となり、活動の場の確保や活動内容の検討など、地域活動の充実を目指す取り組みが進んでおります。

次に、地域おこし協力隊について報告いたします。

地域おこし協力隊につきましては、現在、5名の隊員が「自伐型林業」「尾川地区集落活動センター」「黒岩地区での6次産業グループ」におきまして、地域の皆さんと一緒に、それぞれの現場で精力的に活動を行っております。

自伐型林業に従事する地域おこし協力隊につきましては、当初予定した人数に達していないため、新たに隊員を募集し、6月5日から7月末までの募集期間で追加募集を行いました。応募がありました9名に対して、第1次選考、書類選考を行い、うち特別交付税の交付要件に該当する6名を対象に、8月23日、第2次選考、論文選考及び面接を実施いたしました。

その結果、2名を採用することとし、現在、10月1日の着任に向けて準備を進めております。今回採用の2名につきましても、早く地域に溶け込み、地域の活性化に尽力いただき、3年後には、佐川町に定住していただけるよう、町としてもサポートを続けていきたいと考えております。

次に、観光事業について報告いたします。

上町地区における集客人数につきましては、4月から7月の4か月間で5,000人を超える多くの観光客にお越しいただいております。中でも、佐川くろがねの会の皆さんによります町並みガイドは、参加者が約1,700人に上るなど人気が高く、上町観光の牽引役となっております。

また、さかわ観光協会におきましても、アドバイザー事業を導入し、さらなる接客マナーの向上を図るための取り組みを行うなど、佐川町の観光の顔として、おもてなしの心でお客様をお迎えする体制づくりを進めております。

今後、旧浜口邸1周年記念行事や、12月6日開催予定の酒蔵ロード劇場などのイベントにおきましても、関係機関との連携を密にし、観光振興に努めてまいります。

次に、牧野公園の整備について報告いたします。

牧野公園につきましては、町民の方々に御参加をいただき、牧野博士ゆかりの植物を植栽・管理していく方法で整備を進めております。御参加いただける方々を町広報紙で募集しましたところ、少しずつではありますが、協力者や参加者の方々も増えてまいりました。

集客に向けての取り組みも、植物のネームプレートの設置を初め、植栽地図の配布など、公園を訪れる方がより楽しめる工夫も行って行く予定であります。整備をする人、花を植える人、花を楽しむ人、散歩する人など、いろいろな方々にかかわっていただけることで、来園者がより親しみを持てる公園に育てていきたいと考えております。

次に、地域公共交通について報告いたします。

地域公共交通の確保につきましては、高齢社会を迎えるなか、本町におきましても大きな行政課題となってきました。その対策につきましては、町内公共交通の現状把握や課題の抽出を行うとともに、住民ニーズ調査の実施や、法定協議会であります地域公共交通会議の前段階としての位置づけとなる佐川町地域公共交通検討会の発足を今月中に計画してまいりまして、そのための委託料や検討委員の日当及び費用弁償につきましては、本議会に補正予算として提案をさせていただきます。

なお、検討会の構成メンバーにつきましては、バス、タクシー、JRの本町に関係する交通事業者、住民の方々や地域公共交通利用

者の代表者、町内学校PTA関係者、国からは四国運輸局高知運輸支局、県からは関係課と佐川警察署、さらに学識経験者と町執行部を加えて構成する予定であります。

佐川町の実態に即した地域公共交通を探るために、忌憚のない意見交換をしていただきながら、しっかりと協議を行っていきたいと考えております。

次に、竹村分家旧竹村呉服店の御寄贈について御報告いたします。

竹村分家旧竹村呉服店は、上町の国指定重要文化財竹村家住宅の西隣に位置し、漆喰・なまこ壁のつくりが旧商家のたたずまいを今に伝える建造物であります。このたび、所有者であります西宮市在住の竹村宏和氏から寄贈していただけることとなり、6月12日、土地及び建物の無償譲渡契約の調印式を行いました。

町としましては、そのお志に報いるためにも、歴史的まちなみを構成する重要な建造物として、修復・保存を行った上で、末永く活用していきたいと考えております。

続きまして、総務課の所管事項でございます。

まず、職員採用について報告いたします。

平成26年度の職員採用につきましては、退職者等を考慮しまして、一般行政職を5名程度、保健師を若干名採用する予定であります。

採用につきましては、佐川町民の幸せ度の向上に対して、熱意と意欲を持って取り組むことのできる人材、謙虚さを忘れず、何事にも果敢にチャレンジする人間的魅力にあふれた人材、前例や既成概念に固執することのない柔軟な発想を持ち、問題解決に向けて粘り強く取り組むことのできる人材。これらを、求める人物像としまして、町民の皆様のしあわせを実現するために働いていただける方を採用したいと考えております。

なお、職員採用試験につきましては、8月4日から8月15日の間で受験申し込みの受け付けを行いましたところ、一般行政職を希望する者が50名、保健師を希望する者が4名となっております。試験日は9月21日の予定となっております。

次に、国家公務員初任行政研修の受け入れについて報告いたします。

本年度の国家公務員研修生につきましては、財務省、厚生労働省及び法務省の3省から3名の研修生を受け入れました。研修期間は、

6月16日から20日までの5日間で、本町が新たに事業展開をしております自伐林業や集落活動センターの取り組みを初め、教育・福祉・防災・農業など幅広い分野において、講義だけではなく、実際に現場や施設に足を運び、関係者と意見交換や交流を図るなど、実地体験を行うことにより見地を深めていただきました。本町の現状や課題を通して、今、中山間地域がおかれている状況を少なからず理解していただいたのではないかと感じております。

今後、所属省庁での事務執行に当たりましては、今回の研修での経験を生かしていただき、地域の活性化のために御尽力いただくことを期待しております。

次に、普通交付税の確定額について報告いたします。

7月25日に、本年度の普通交付税の決定通知があり、確定額は、25億2,630万9,000円でございます。また、後年度に、元利償還金の全額が普通交付税算定の基準財政需要額に参入されます臨時財政対策債は、2億3,710万8,000円となりまして、この2つを合計しました実質的な交付税額は、27億6,341万7,000円となっておりますが、平成25年度の確定額に比べますと、2,898万6,000円の減となっております。

次に、新公会計制度の整備について報告いたします。

自治体の財務状況をあらわします財務諸表の作成方法につきましては、総務省方式改訂モデル、基準モデル、東京都方式等について、どのモデルで作成・分析することが望ましいのかということにつきまして、検討すべきではないのかとの御指摘をいただき、検討を進めておりましたが、このほど、平成26年5月末の総務省通知におきまして、「平成26年度中に総務省が全国統一のソフトを作成し、平成27年度から平成29年度までの3年間で、全ての地方公共団体において、統一的な基準による財務書類を作成するよう要請する予定である」との内容が伝えられました。

つきましては、統一的な基準で作成することによりまして、団体間の比較が可能になることから、佐川町におきましては、今後、総務省から示される統一的な基準により、財務諸表を作成する方向に転換していきたいと考えております。

次に、ふるさと寄附について報告いたします。

本町では、平成20年度から、ふるさと寄附の受け入れを行っておりますが、ことしの7月から、御寄附をいただいた方々に、御寄附

の金額に応じて、佐川町の特産品を選んでいただく仕組みを創設いたしました。この情報について、町のホームページや日本全国の自治体のふるさと寄附の情報を発信しているインターネットのサイトにも掲載いたしましたところ、8月以降、20名以上の方々から御寄附をいただくなど、好反響が得られております。これを機に、佐川町の地場産品が日本全国にPRできることを期待し、さらには特産品の種類を増やすなど、前向きに取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、自主防災組織について報告いたします。

まず、町内の自主防災組織の設立状況につきましては、下山自主防災組織が新たに立ち上がり、8月末現在の組織率は89.3%となっております。このほか、黒岩の岬地区で新たに設立を準備中と聞いております。今後、年度末にかけても、設立のない自治会への働きかけを積極的に行ってまいりますとともに、既存組織の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、総合防災訓練について報告いたします。

自主防災組織活性化策の1つである防災訓練でございますが、黒岩地区をメイン地区としまして、明後日の9月7日、町の総合防災訓練を実施いたします。この訓練は、南海トラフ地震を想定し毎年実施しておりますが、これまで役場前で行っておいりましたのを、平成24年度からは、町内の各地区で順番に実施することとし、斗賀野地区で実施いたしました。昨年度は黒岩地区で行う予定でしたが、台風のため中止となりましたことから、今年度、改めて黒岩地区で実施するものでございます。

訓練は、午前8時半に開始して、各御家庭においては安全確保と一時避難の訓練を、自主防災組織の皆様には安否確認及び情報伝達の訓練を実施していただくほか、10時から黒岩小学校グラウンドを会場としまして、初期消火訓練や応急救護訓練、炊き出し訓練などの基礎的な防災訓練に加え、災害ボランティアセンター模擬訓練や避難所開設訓練の実施、また体験コーナーとしまして、起震車や煙体験、土石流の体感3Dシアター、降雨体験装置なども用意することにしております。

議員の皆様はもちろん、多くの町民の方々に御参加をいただきたいと考えておりますので、ぜひ地元でのPRをよろしく願いいたします。

次に、消防団員の処遇改善について報告いたします。

3月議会で検討をお約束しました消防団員の処遇改善につきましては、消防団を地域防災力の中核として欠くことのできない大切な存在と規定しました消防団支援法の趣旨を踏まえ、消防団幹部の御意見も伺いつつ検討いたしました。その結果、次のように改定したいと考えております。

まず、一律に支給される基本報酬につきましては、高吾北地区のほかの自治体にあわせまして、一般の団員が年間1,000円アップの2万6,000円、最高額の団長が1万2,000円アップの7万2,000円とし、近隣自治体とのバランスをとりつつ改善を図ります。

また、出務手当てにつきましても、現行の1回の出務につき5,500円の手当てを6,000円にアップし、消火や水防・行方不明者の捜索といった危険を伴う労務に報いますとともに、出務1回当たりの活動時間を12時間までとし、以降12時間を超えるごとに1回の出務と数えるよう支払い基準の明確化を図りたいと考えております。

団員の報酬等に関する条例の改正案につきましては、来年の3月議会には提案をさせていただき、平成27年4月1日から施行したいと考えておりますので、御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。

次に、消防用オートバイ、登録制メール配信システム、特設公衆電話回線の設置などについて報告いたします。

消防用オートバイ、いわゆる赤バイにつきましては、このたび県から補助金交付決定の通知がありましたので、これから納入業者と契約を行い、納車は来年3月の予定であります。

災害時の情報発信手段として活用できる登録制メール配信システムにつきましても、9月中に発注を行い、ウェブサイトの構築を進め、10月1日から稼働できるよう取り組みを進めております。

また、拠点となる避難所13カ所に、災害時に無料で有線電話がかけられるNTTの特設公衆電話回線を設置したほか、須崎市との防災協定の締結に向けた協議も進めているところでございます。町民の生命と財産を守る重要な防災対策につきましては、引き続きスピード感と緊張感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、健康福祉課の所管事項でございます。

まず、地域福祉の拠点として開設しております、あったかふれあいセンターの活動状況について報告いたします。

7月の利用実績は、尾川地区のあったかふれあいセンターひまわりでは、集いの利用者が延べ74名、訪問支援が延べ59名。斗賀野地区のあったかふれあいセンターとかのでは、集いが延べ326名、訪問が36名となっております。両施設とも、集いや訪問だけではなく、スタッフが工夫を凝らした催しを企画するなど、地域に根ざした拠点を目指して取り組みを進めております。

次に、高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画について報告いたします。

本年度策定いたします高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画につきましては、現在、計画の基礎資料となります日常圏域ニーズ調査の集計作業を行っており、第1回目の策定委員会を8月21日に開催いたしました。この第6期計画は、地域包括ケアシステムの構築など、団塊の世代が75歳以上になる2025年を見据えた重要な位置づけの計画となります。今後、策定委員会での協議等を通じまして、佐川町らしい計画を策定してまいります。

また、地域包括ケアシステムの構築に向けては、その第1歩として、個別ケースの課題分析を行う地域ケア会議に、今年度の後半より取り組むことにしており、現在、先進的に取り組んでいる自治体の視察や研究を行っております。地域包括支援センターを初め、サービス事業者や理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士など、多職種による検討を行うことで、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を図っていきたいと考えております。

次に、健康増進の取り組みについて報告いたします。

特定健診や各種がん検診を行うセット検診につきましては、今年度も健康福祉センターかわせみにおきまして、6月、9月、11月に合計9日間の日程で実施しております。既に実施いたしました6月分では、合計5日間で845人が受診されており、9月分の申込者数は392人となっております。町では、「年に1度は健診を受け、日頃の自分の体を知ろう！」の目標を掲げて、引き続き受診勧奨に取り組んでまいります。

健康ウォーキングの取り組みでは、8月25日、ウォーキングで健康の輪をひろげよう連絡会を開催いたしました。10月から11月の取り組みとして、各地区のウォーキングコースを歩くイベントを実施するほか、今年度は、約1カ月間の歩数を記録して提出していただくだけで、住民のどなたもが気軽に参加できる取り組みも考えて

おります。詳しくは、10月の町広報やホームページなどでお知らせいたします。

次に、子ども・子育て支援新システムへの対応について報告いたします。

来年度から実施されます子ども・子育て支援新システムへの対応につきましましては、既に今年度3回の佐川町子ども・子育て会議を開催いたしまして、平成27年度からの佐川町子ども・子育て支援事業計画の検討を進めております。また、本議会に提出いたします保育施設の運用基準を定める条例案2件を初め、新制度の適切な運用に向けた体制等の整備につきましても順次進めております。

次に、障害者相談支援について報告いたします。

障害者相談支援業務を7月1日から佐川町社会福祉協議会へ委託いたしました。相談窓口は、健康福祉センターかわせみの総合健康相談室内に置き、専任の相談員2名の体制で相談業務を行っております。また、9月1日には、特定障害者相談支援事業所及び障害児相談事業所の指定を行い、障害福祉サービスを受けられる方へのサービス等利用計画、いわゆるケアプランの策定業務も行っていただくことになっております。

次に、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金について報告いたします。

消費税8%の引き上げに際して、低所得者層や子育て世帯への経済的負担の緩和と、景気の下支えを目的として給付される臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金につきましましては、本町は、健康福祉センターかわせみにおきまして、子育て世帯臨時特例給付金は、7月1日から、臨時福祉給付金は8月1日からの申請受付を開始いたしました。

申請状況は、8月22日現在、臨時福祉給付金は対象者と見込まれる方約3,800人のうち1,575人が申請を済まされており、一方、子育て世帯臨時特例給付金は634世帯、対象児童数にして1,133人分が申請を済まされており、申請期限はどちらの給付金も12月26日となっておりますが、申請漏れのないよう、広報等で早めの申請を促してまいりたいと考えております。

続きまして、産業建設課の所管事項でございます。

まず、佐川ものづくり補助金事業について報告いたします。

6月議会でも御報告させていただきましたが、町内の企業や団体

から9件の申請があり、事業内容について精査し、8件の申請者に補助上限となる25万円の交付決定をいたしました。残る1件につきましては、その事業内容が地域の高齢者等を巻き込んだ商品開発の展開が期待されるため、当事業ではなく、県の地域づくり支援事業費補助金のメニューの1つであります小さなビジネス支援事業に申請が行えるよう、今回の補正予算に計上をしております。

また、今回申請のありました事業内容は、いずれも当町の特産品であります地乳、お茶、ニラ、イチゴなどを活用するものとなっております。

なお、本事業で開発されました賞品につきましては、町内外の各種イベントやさかわ観光協会でのPRを検討しております。

次に、レンタルハウス整備事業について報告いたします。

本年度中に整備をいたします3件のハウスのうち、1件目の20アールのハウスは8月に竣工し、本年度からニラの収穫が予定されております。

また、9月には2件目となる6.4アールのハウスが竣工予定となっており、イチゴの栽培が予定されております。3件目の27アールのハウスにつきましては、国の事業により木質資源利用ボイラーの設置を予定しております。ハウスの着工予定は平成27年1月としておりますが、整備後速やかに木質資源利用ボイラーを設置するよう着実に進めてまいります。

次に、農業の担い手育成支援について報告いたします。

担い手育成支援は、国の制度であります青年就農給付金や県の補助事業であります新規就農研修支援事業を活用し、農業の担い手育成を進めているところであります。現在、青年就農給付金の経営開始型を受給している方は14名おりました、ニラ4名、生姜7名、露地野菜などの多品目栽培が3名となっております。

さらに、本年度から農業経営や経営改善の指導ができる専門職員として、県農業会議の事務局次長を務められた方を嘱託職員として雇用しております。7月には、青年就農給付金を受給している新規就農者を対象に個別面談を実施し、経営状況の把握や課題・要望などの聞き取りをしたところ、経営分析の研修会の要望や現在直面している問題等も新規就農者の声として出てまいりました。

これを受けまして、毎月開催しております農業簿記講座に加え、簿記記帳に基づく経営分析研修会を9月に開催することにいたしま

した。今後とも新規就農者との面談や簿記講座を引き続き実施し、認定農業者等の地域を担う農業経営者となるよう支援を続けてまいります。

次に、自伐型林業について報告いたします。

7月から地域住民を対象とした自伐型林業研修を開始しております。第1クールは、チェーンソー研修に21名、伐倒・搬出研修は12名、作業道開設研修は豪雨のため実技研修は延期となりましたが、10名の方が座学を受講されております。

今回の研修は、実技を中心とした内容となっており、チェーンソーの安全な取り扱いと維持管理方法、山林での伐倒技術と林内作業車の操作方法や軽架線のしくみ、さらには林内作業車と軽架線を組み合わせた木材の搬出と集材方法などを、参加者は精力的に学習しております。

今月からはじまる第2クールにも、延べ22名を超える申し込みが来ております。今後も1人でも多くの地域住民の方々に研修に参加していただき、山林所有者みずからが作業道開設、伐倒、搬出を行う自伐型林業への関心と理解を深めていただける取り組みを進めてまいります。

また、こういった自伐型林業への取り組みを参考にしようと、多くの団体から視察の申し入れが相次いでおりまして、5月以降、富山県議会を初め議会が6件、岩手県遠野市を初め行政機関が4件、さらに国会議員、広島県三次市森林組合等の視察を受け入れております。

次に、町営住宅斗賀野団地について報告いたします。

町営住宅斗賀野団地のA・B・C棟の建設工事及び電機・機械設備工事及び住宅外構工事は繰越事業となり、周辺の皆様には御迷惑をおかけしましたが、6月末には完成し、7月20日には内覧会と祝賀会を開催いたしました。

内覧会には、273名が来会され、関心の高さをうれしく思ったところであります。また、同日、JAコスモス斗賀野支所において祝賀会を盛大に開催し、藤原議長初め議員各位、来賓といたしまして、高知県議会議員田村様、高知県住宅課長阿部様に御出席をいただきました。

また、このほど行いました斗賀野団地の入居者募集には、6戸に対して25人の方から申し込みがあり、8月28日の町営住宅入居者

選考委員会により入居者が決定されるとともに、9月9日から入居が開始されることとなっております。

次に、町道市ノ瀬線道路改良工事、玉割小橋について報告いたします。

平成23年度に橋梁下部工に着手し、複数年にわたる工事として実施してまいりました橋梁架設工事につきましては、関係各位の御協力により、本年7月に工事の完了を迎えることとなりました。

7月31日には、現地での開通記念式典を開催し、松浦副議長を初め議員各位、来賓といたしまして、高知県道路課課長補佐野並様、中央西土木事務所越知事務所所長大久保様に御出席をいただく中、テープカットに続き、市の瀬自治会の谷脇様を先頭に渡り初めを行い、供用を開始いたしました。また、旧の玉割小橋につきましては、歩道として供用を開始する予定であります。

次に、台風災害について報告いたします。

8月2日から10日にかけての台風12号、11号による豪雨によりまして、公共土木施設の町道につきましては31件、5,990万円。河川につきましては23件、3,320万円。また、がけくずれ住家防災事業では10件、7,800万円の被害がございました。また、農業用施設災害は44件、2,700万円。農地災害は20件、2,000万円の被害となっております。現在、産業建設課の技術監理係を中心に、農林商工系の応援を受けまして、課を挙げて災害査定を受ける準備を進めております。

次に、水道事業について報告いたします。

まず、尾川簡易水道に対する給水支援について報告いたします。

台風11号豪雨により、尾川簡易水道の水源上流にて山崩れが発生し、濁り水が水源井戸をオーバーする事態となりました。今までにもこのような状態になったことはありましたが、これほどの濁りは近年になく、220世帯の住民の水道水が濁る恐れがあったことから、自衛隊による給水車で飲料水供給支援を要請し、8月11日、12日の両日、尾川地区の3カ所において給水を実施いたしました。地域住民の皆様には大変御不便をおかけしたところであります。

この間、早期の水道給水に向けて、水道法で定められております水質基準の色度、濁度について検査を実施いたしました。11日午後4時の時点では、色度基準値5度以下のところ4.1度で、基準をクリアしてございましたが、濁度基準値2度以下のところが2.7度と

なっており、濁度が基準値を超えていたため、翌日 12 日も自衛隊による給水を行うことといたしました。

12 日午前 9 時の検査では、色度 3.0 度、濁度 1.7 度となり、色度・濁度とも基準値をクリアいたしましたので、正午をもちまして給水を終了いたしました。この間支援を実施していただきました自衛隊員の方々を初め、自衛隊の応援を要請いただいた高知県の関係機関の皆様には大変な御協力、御尽力をいただき、心より厚く御礼を申し上げます。

次に、水道給水や施設整備における主要事業について報告いたします。

中野、二ツ野地区への水道供給につきましては、配水管布設工事の測量実施設計委託業務と黒岩簡易水道事業の変更認可設計委託業務について、6 月に受注業者と委託契約を締結し、現在、測量設計の作業を実施しております。

室原地区における送水管の耐震化につきましては、今年度実施予定の工事延長、約 1,100 メートルの送水管布設替工事について、7 月に受注業者と工事請負契約を締結し、年内の工事完成を目指し、現在、工事を進めております。

そのほか、高北病院前における配水管の老朽化対策としましては、配水管布設替工事の実実施設計委託業務を、また、JR 佐川駅北側地域における配水管の断水被害の解消対策としましては、配水管新設工事の実実施設計委託業務を、それぞれ 7 月に受注業者と委託契約を締結し、現在、設計作業を実施しており、工事設計書ができ上がり次第、順次、工事を発注する予定であります。

続きまして、農業委員会事務局の所管事項でございます。

先の 7 月に、3 年に 1 度の農業委員会委員の改選を行い、その結果、公職選挙で 11 名、農協推薦 1 名、農業共済推薦 1 名、議会推薦 4 名の計 17 名の委員が新たに選任されました。新任委員 5 名の中には 2 名の女性委員が誕生し、今後の農業委員会活動においても大いに活躍を期待するところであります。

これからも、農業委員におかれましては、地域のリーダーとして、佐川町農政の振興発展のために御尽力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、国土調査課の所管事項でございます。

本年度の調査対象地区の現地調査を、6 月から 8 月にかけて延べ 49

日間にわたり実施いたしました。推進員や立会人の方々に御協力をいただき、ほぼ順調に実施することができましたが、立ち会っていただいてない方が数名いることから、後日、再度、立会人の方との調整をとりまして、再調査を行う予定としております。

また、10月3日からは、後半の現地調査を実施いたしますが、着実な事業の推進を図りますとともに、トラブルが発生しない取り組みを進めてまいります。

続きまして、税務課の所管事項でございます。

平成26年度の国民健康保険税の納税通知書を7月10日に発送いたしました。発送件数2,366件、課税額は2億6,535万9,800円となっております。

続きまして、収納管理課の所管事項でございます。

平成25年度の町税徴収状況について報告いたします。

このたび、須崎県税事務所管内の地方税研究会が開催され、平成25年度の管内7市町の徴収率の結果が発表されました。

国保税の徴収率や、住民税、固定資産税、軽自動車税の3町税の総合徴収率につきましては、平成24年度は、本町はともに管内最下位でありましたが、平成25年度には、国保税では第1位に、また3町税の総合徴収率におきましては、梶原町に次いで第2位となるなど、大きく順位を上げることができております。

本年度も引き続き公平な税負担の実現を目指し、徴収の強化に努めてまいります。

続きまして、教育委員会事務局の所管事項でございます。

まず、平成26年度全国学力・学習状況調査について報告いたします。

本年4月22日に、小学校6年生と中学校3年生を対象として実施いたしました全国学力・学習状況調査の結果が、8月25日に公表されました。

高知県の児童生徒の学力の状況につきましては、小学校は国語・算数ともに全国平均を超える結果となっておりますが、中学校は、国語・数学ともに全国平均を下回る厳しい結果となっております。市町村ごとの調査結果につきましては、市町村教育委員会の判断で公表できることとなっており、佐川町におきましては、本年度の調査結果を公表することを教育委員会において決定しております。

つきましては、単なるデータの公表だけでなく、今後、教育委

員会において、調査結果を総合的に分析・評価し、学習指導上の課題を明らかにいたしまして、児童・生徒の学習改善や学習意欲の向上につなげることができる学力向上対策もあわせてお示ししたいと考えております。

公表の時期と方法につきましては、11月発行の町広報紙やホームページを予定しております。

次に、さかわ・ところ児童体験学習交流について報告いたします。

姉妹都市の交流事業として毎年実施しております児童の体験学習交流につきましては、本年度は佐川の子供たちが北見市を訪問する回りとなっており、7月29日から8月1日までの4日間、児童5名と教職員2名が北見市常呂町を訪問いたしました。

訪問中は、常呂のみなさんに温かく迎えていただき、さまざまな学習・体験活動を通して友情をはぐくみ、有意義な交流活動を行うことができました。

この交流事業も今回で46回を迎えておりますが、今後も北見市常呂町の皆さんとは、子供たちの交流を初め、文化交流や経済交流も織り交ぜながら、末永く有意義な交流活動を続けてまいります。

次に、虐待防止の取り組みについて報告いたします。

日々の報道におきまして、しばしば、児童や高齢者に対する虐待事件が取り上げられるようになり、「虐待」が深刻な社会問題となってきました。

本町では、この虐待を防止する取り組みの一環としまして、佐川町地域支援ネットワークと佐川町人権教育研究協議会の共催による平成26年度佐川町虐待防止研修会が、7月31日、桜座で開催され、町内外から福祉、教育の関係者など172名の参加をいただきました。

当日は、「子どもの虐待防止ネットワーク・しが」の久保宏子理事による「子ども虐待を防止するため、私たちにできること」と題した講演により、実践的な取り組みを学ぶことができ、16回目となる今回も、実りの多い研修会となりました。

今後とも、虐待の根絶に向けて引き続き取り組みを進めてまいります。

最後に、病院事業について報告いたします。

高北病院の新しい建物も、いつの間にか回りの風景に溶け込んできたように思われます。

高北病院の診療体制につきましては、県当局や関係大学その他関係各方面の御支援、御協力によりまして、本年度も昨年度と同様の体制が維持できております。

高北病院への医師派遣元の基幹大学は、地元の高知大学であり、日ごろから各般にわたり御支援をいただいておりますことに深く感謝いたしております。

また、昨年度から2年続けて神奈川県の新潟医科大学から医師1名の派遣を受けております。これは、平成23年度に、県からの寄附で、新潟医科大学に寄附講座が開設されたことを契機に、高北病院が同大学の教育関連病院に認定され、派遣が始まったものであります。

この背景としましては、高北病院が初期研修中に地域医療を学ぶ臨床研修協力施設として平成21年度以降、新潟医科大学から毎月1人の研修医を受け入れたという経緯がございます。なお、この地域医療研修では、ほかの複数の大学からも研修医を受け入れており、各大学との関係づくりに努めております。

医師の確保は、病院の存続・発展の基礎であり、町政上も、病院運営上も重要な課題であり、今後も病院との連携を一層密にし、一緒に汗を流していく所存であります。

高北病院では、町立病院の役割の1つとして、町民の皆様の健康づくりにもっとかかわっていくため、病気になる前の予防として、健診事業を充実したいと考えております。

こうしたことから、7月には、初めて高北病院を会場に健康フェアを開催し、町民の皆様に健康への意識や関心を持っていただく機会といたしました。来年度は、さらに総意工夫を凝らした健康フェア開催を検討してまいります。

患者動向としましては、7月末現在で、昨年度と比較しますと、延べ外来患者数で約7%、1,320人増の1万9,843人。延べ入院患者数では約6%、577人増の1万993人となっております。おおむね堅調に推移をしているものと思われまます。

医療を取り巻く環境は、依然として厳しく、決して楽観できる状況にはありませんが、高北病院は今後とも良質な医療の提供に努め、町民の皆様、地域の皆様に信頼される病院として発展できますよう、さらなる取り組みを進めてまいります。

以上、各課所管事項について、報告をさせていただきました。

最後に、本定例会に提案いたしました付議事件は、報告が 8 件、認定が 10 件、議案 14 件、同意案 3 件となっております。何とぞ、慎重なる御審議の上、適切なる決定を賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（藤原健祐君）

以上で、行政報告を終わります。

日程第 5、常任委員会委員、議会運営委員会委員及び特別委員会委員の選任について、を議題にします。

休憩します。11 時まで休憩します。

休憩　　午前 10 時 5 分

再開　　午前 11 時

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 5、常任委員会委員、議会運営委員会委員、および特別委員会委員の選任について、お諮りします。

本件については、佐川町議会委員会条例第 5 条第 2 項規定によって、産業厚生常任委員会員に片岡勝一君、議会運営委員会委員に松浦隆起君を指名したいと思えます。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、産業厚生常任委員会委員に片岡勝一君、議会運営委員会委員に松浦隆起を選任することに決定いたしました。

引き続き、佐川町議会委員会条例第 5 条第 3 項の規定によって、国道 494 号佐川バイパス整備促進特別委員会委員に永田耕朗君を指名したいと思えます。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、国道 494 号佐川バイパス整備促進特別委員会委員に永田耕朗君を選任することに決定しました。

国道 494 号佐川バイパス整備促進特別委員会委員長互選のため、休憩します。

休憩 午前 11 時 2 分
再開 午前 11 時 3 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

国道 494 号佐川バイパス整備促進特別委員会委員長の互選の結果を報告します。

国道 494 号佐川バイパス整備促進特別委員会委員長に永田耕朗君が選任されました。

日程第 6、陳情について、を議題にします。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおりです。

受理番号 1 は、産業厚生常任委員会に付託します。

受理番号 3 及び 4 は、総務文教常任委員会に付託します。

日程第 7、報告第 7 号、平成 25 年度財政健全化判断比率の報告について、から日程第 14、報告第 14 号、専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について）、以上 8 件を一括議題とします。提出者の報告を願います。

町長（堀見和道君）

それでは、報告事件について御説明申し上げます。

まず、報告第 7 号、平成 25 年度財政健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、平成 25 年度決算に基づく財政健全化判断比率について、監査委員の監査を受けた結果を御報告するものでございます。

一般会計などを対象とした実質赤字を示す実質赤字比率はマイナスでしたので、数値はございません。また、全ての会計を対象としました実質赤字を示す連結実質赤字比率もマイナスでしたので、数値は出ておりません。

次に、一般会計などが負担をする借入金返済額の標準財政規模を基本とした額に対する比率である実質公債費比率は 11.8%で、昨年度より 1.9 ポイント改善をしております。なお、実質公債費比率の早期健全化基準は 25%でございます。

また、一般会計などが将来負担すべき地方債などの実質的な負債

の標準財政規模を基本とした額に対する比率である将来負担比率もマイナスでしたので、数値はございません。

以上、財政健全化に関するいずれの指標においても、前年度に引き続き、基準を超えるものではありませんでした。

報告第 8 号、平成 25 年度資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第 22 条第 1 項の規定により平成 25 年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の監査を受けた結果を御報告するものでございます。

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であり、水道事業特別会計、病院事業特別会計、農業集落排水事業特別会計及び特定環境保全公共下水道事業特別会計、これらの公営企業会計ごとの資金不足額はありませんでした。

報告第 9 号、平成 25 年度佐川町病院事業特別会計継続費の精算報告につきましては、平成 22 年度から平成 25 年度までの 4 年にわたり、継続事業として実施してまいりました高北国民健康保険病院耐震化事業、増改修工事が完了いたしましたので、地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 2 項の規定により報告するものです。

報告第 10 号、債権の放棄につきましては、町営住宅使用料 3 人、合計金額 217 万 1,200 円について、佐川町債権管理条例（平成 25 年佐川町条例第 6 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年度末に町の私債権について放棄を行いましたので、同条第 2 項の規定により報告するものです。

報告第 11 号、債権の放棄につきましては、学校給食費 5 人、合計金額 111 万 2,420 円について、佐川町債権管理条例（平成 25 年佐川町条例第 6 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年度末に、町の私債権について放棄を行いましたので、同条第 2 項の規定により報告するものです。

報告第 12 号、債権の放棄につきましては、水道料金 19 人。合計金額 112 万 4,723 円について、佐川町債権管理条例（平成 25 年佐川町条例第 6 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年度末に町の私債権について放棄を行いましたので、同条第 2 項の規定により報告するものです。

報告第 13 号、債権の放棄につきましては、病院の診療費 4 人分、合計金額 209 万 208 円について、佐川町債権管理条例（平成 25 年佐川町条例第 6 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年度末

に、町の私債権について放棄を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

報告第14号、専決処分の報告（工事請負契約の変更契約の締結）につきましては、平成25年度、町道市ノ瀬線道路改良工事の変更契約の締結を、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成26年7月15日に専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

以上、御報告申し上げます。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第15、同意案第3号、佐川町教育委員会委員の任命について、を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、同意案について御説明申し上げます。同意案第3号、佐川町教育委員会委員の任命につきましては、山崎徳彦委員の任期が、平成26年10月11日をもって満了を迎えることから再任をいたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

山崎氏は、昭和61年10月12日から7期、28年にわたり教育委員を、また平成6年7月11日からは教育委員長を務めていただいております。議員の皆様も御承知のとおり、温厚、誠実にして地域の人望も厚く、責任感、指導力ともに優れ、委員として最適任者であります。よろしくお願い申し上げます。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

日程第 15、同意案第 3 号、佐川町教育委員会委員の任命について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

賛成全員。

したがって、同意案第 3 号は、同意することに決定をいたしました。

日程第 16、同意案第 4 号、佐川町固定資産評価審査委員会委員の選任について、を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

次に、同意案第 4 号、佐川町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましても、山本静男委員から辞職願の申し出がありましたことを受けまして、後任委員としまして北添秀紀氏を新たに選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

北添秀紀氏は、40 年以上にわたり佐川町役場の職員として勤務され、国土調査課長を務められるなど、地籍調査や登記関係事務に精通されるとともに、固定資産に関する造詣が深く、委員として最適任者であります。よろしくお願い申し上げます。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

日程第 16、同意案第 4 号、佐川町固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

賛成全員。

したがって、同意案第 4 号は、選任することに決定をいたしました。

休憩します。

休憩 午前 11 時 14 分

再開 午前 11 時 15 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 17、同意案第 5 号、佐川町固定資産評価審査委員会委員の選任について、を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

次に、同意案第 5 号、佐川町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましましては、平成 26 年 7 月 19 日付で辞職されました織田和主氏の後任委員として横畠安彦氏を新たに選任いたしたく、議会の同意を求めるものです。

横畠安彦氏は、真摯な人柄に加え、温厚で責任感が強く、委員として最適任者であります。よろしくお願い申し上げます。

議長（藤原健祐君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

日程第 17、同意案第 5 号、佐川町固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

賛成全員。

したがって、同意案第 5 号は、選任することに決定いたしました。

日程第 18、認定第 1 号、平成 25 年度佐川町一般会計の決算の認定について、から、日程第 41、議案第 59 号、平成 26 年度佐川町病院事業特別会計資本金の額の減少及び資本剰余金の処分について、まで、以上 24 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、御説明をさせていただきます。

認定第 1 号、平成 25 年度佐川町一般会計の決算の認定について、から、認定第 8 号、平成 25 年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算認定について、までの一般会計並びに特別会計 7 件につきましては、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものです。

認定第 9 号、平成 25 年度佐川町水道事業特別会計の決算の認定につきましては、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものです。

認定第 10 号、平成 25 年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定につきましては、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

議案第 46 号、平成 26 年度佐川町一般会計補正予算（第 2 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 2 億 89 万 1,000 円を追加補正いたしまして、総額を、歳入歳出それぞれ 62 億 8,125 万 1,000 円とするものであります。

議案第 47 号、平成 26 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 1,752 万 8,000 円を追加補正いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ 19 億 1,324 万 2,000 円とするものであります。

議案第 48 号、平成 26 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 1 号)につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 3,595 万 8,000 円を追加補正いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ 3,876 万 5,000 円とするものであります。

議案第 49 号、平成 26 年度佐川町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 1,144 万 5,000 円を追加補正いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ 17 億 7,093 万 6,000 円とするものであります。

議案第 50 号、平成 26 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 259 万 4,000 円を追加補正いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1,687 万 9,000 円とするものであります。

議案第 51 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、佐川町いじめ問題調査委員会条例による委員会の設置に伴い、当委員会委員を追加するものであります。

議案第 52 号、佐川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法において、市町村が条例で定めるものとされている特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、条例を制定するものであります。

議案第 53 号、佐川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、児童福祉法において、市町村が条例で定めるものとされている地域型保育事業の認可基準について条例を制定するものであります。

議案第 54 号、佐川町いじめ問題調査委員会条例の制定につきましては、いじめ防止対策推進法に基づき、佐川町いじめ問題調査委員会を設置するとともに、同委員会の組織運営に関し、必要な条項を定めるものであります。

議案第 55 号、佐川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、児童福祉法に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、制定するものであります。

議案第 56 号、字の区域及び名称の変更につきましては、平成 25 年度に現地調査をいたしました字東ノ土居甲 2452 番の字名称を奥

ノ土居に変更するものであります。

議案第 57 号、町道路線の認定につきましては、町道蔵法院 8 号線の認定について、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 58 号、平成 25 年度佐川町水道事業特別会計の利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、当年度末の未処分利益剰余金 1,383 万 3,975 円を減債積立金へ積み立てるものであります。

議案第 59 号、平成 26 年度佐川町病院事業特別会計資本金の額の減少及び資本剰余金の処分につきましては、平成 25 年度決算における繰越欠損金及び平成 26 年度会計移行引当金にかかる特別損失を補填するため、地方公営企業法第 32 条第 3 項及び第 4 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

各会計決算の概要につきましては、会計管理者、水道企業出納員及び病院事業企業出納員から、また、各議案の詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたしますので、御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

説明は、以上になります。

会計管理者（西森恵子君）

御説明の前に、私ごとですが、風邪で喉を痛めてしまい、お聞き苦しい点があると思いますが、お許してください。

それでは、平成 25 年度佐川町一般会計並びに特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

各決算書につきましては、お手元に配付いたしておりますので、よろしくお願ひいたします。内容等につきまして、決算参考資料をつくりましたので、これにより各会計の概要を説明させていただきます。

きょう、お机の上へお配りしております表紙の右の上へ参考資料（認定第 1 号～第 8 号関係）と書いてあります資料の 1 ページをお開きください。A 4 の横長になっているつづりでございます。

お開きいただけましたでしょうか。

まず、第 1 表は、平成 25 年度佐川町一般会計並びに特別会計決算の実質収支に関する調書でございます。一般会計歳入総額 64 億 3,444 万 2,800 円、歳出総額 61 億 5,753 万 3,009 円。歳入歳出差引額 2 億 7,690 万 9,791 円です。このうち、翌年度へ繰り越すべき財

源といたしまして、繰越明許費繰越額 1 億 507 万 2,827 円を差し引き、実質収支額は 1 億 7,183 万 6,964 円となりました。実質収支額のうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額は 9,000 万円でございます。

この規定は、各会計年度において、決算上、剰余金を生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならない。そしてこの剰余金のうち 2 分の 1 を下らない金額を積み立てまたは償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならないと規定されていますので、これに基づいて、今年度は財政調整基金へ積み立てる予定でございます。

2 段目からは特別会計です。国民健康保険特別会計。歳入総額 18 億 6,828 万 1,642 円、歳出総額 18 億 6,828 万 1,642 円、よって歳入歳出差引額はゼロとなっております。

次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計。歳入総額 3,827 万 2,478 円、歳出総額 231 万 5,369 円で、歳入歳出差引額は、3,595 万 7,109 円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は 3,595 万 7,109 円となります。

学校給食特別会計。歳入総額は 5,329 万 2,715 円、歳出総額 5,329 万 2,715 円、同額で歳入歳出差引額はゼロとなっております。

農業集落排水事業特別会計。歳入総額 2,113 万 7,977 円、歳出総額 2,113 万 7,977 円、よって歳入歳出差引額はゼロです。

特定環境保全公共下水道事業特別会計、歳入総額 1,076 万 1,489 円、歳出総額 1,076 万 1,489 円、よって歳入歳出差引額はゼロです。

介護保険特別会計。歳入総額 16 億 3,000 万 3,737 円、歳出総額 16 億 2,590 万 6,900 円で、歳入歳出差引額は 409 万 6,837 円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は、409 万 6,837 円でございます。このうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額は同額の 409 万 6,837 円です。介護保険事業運営基金条例第 2 条の 2 により剰余金を積み立てるものでございます。

後期高齢者医療特別会計。歳入総額は 2 億 1,558 万 2,013 円、歳出総額 2 億 1,298 万 6,336 円で、歳入歳出差引額は 259 万 5,677 円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は 259 万 5,677 円でございます。

以上が、各会計別実質収支に関する調書でございます。

続きまして、第2表から第9表までは、各会計別歳入歳出決算額一覧表を載せております。

2ページをお開きください。平成25年度一般会計歳入歳出決算額一覧表です。

歳入。調定額B欄の下の端の段、歳入合計65億665万2,260円。収入済額C欄で64億3,444万2,800円です。不能欠損額はD欄で、1款町税546万6,453円。これは町民税や固定資産税・軽自動車税の滞納繰越分で、地方税法第18条の1時効や第15条の7滞納処分の執行停止等によって不納欠損処分をしたものです。12款使用料及び手数料の217万1,200円は町営住宅使用料で、債務者の死亡・行方不明や生活困窮者で資力の回復が困難などの理由で不納欠損するものでございます。不納欠損額合計で763万7,653円となります。24年度と比較しますと、706万円余り減額しております。

収入未済額の合計は6,457万1,807円。町税や保育料、住宅使用料などの未納分でございます。24年度との比較では、2,677万円余り減額しております。年々未納分は少なくなっております。

右の端は、24年度と収入済額を比較しています。地域の元気臨時交付金など13款国庫支出金や木質資源利用促進事業費補助金や保育所等緊急整備事業費補助金などの14款県支出金の増などにより合計で2億4,957万9,447円増額しております。

続いて3ページ、歳出をお開きください。

支出済額B欄の下の端、歳出合計61億5,753万3,009円。翌年度繰越額C欄合計5億9,242万8,298円。この詳細につきましては、3款民生費で地域介護福祉空間整備事業1億4,600万円と、ほか1件。5款農林、6款商工、7款土木費関係では斗賀野町営住宅建設事業7,130万7,000円。地方道路交付金事業4,351万9,500円など、ほか7件。8款消防費では消防救急デジタル無線整備特別負担金1億6,714万6,000円。9款教育費では、小学校耐震化事業130万5,000円。10款災害復旧費では、公共土木施設災害復旧事業1,880万7,000円と、ほか3件。以上17件の事業で、合計5億9,242万8,298円を繰り越すものでございます。このうち、特定財源が4億8,735万5,471円。一般財源が1億507万2,827円。この一般財源が先ほどの実質収支の繰越明許費繰越額の金額になります。

24年度と支出済額を比較してみますと、2億577万712円の増額となっております。9款教育費で1億3,000万円や11款公債費で

1億7,000万円余り減額しているものの、2款総務費で2億3,000万円余り増額しています。この増額の主な要因は、公共施設等整備基金積立金や役場庁舎空調設備改修工事などの増でございます。6款商工費と7款土木費の合計で約2億円近く増額しております。歴史まちづくり整備工事や斗賀野町営住宅建設工事に伴うものでございます。

次に、特別会計です。4ページをお開きください。

平成25年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算額一覧表。

歳入。調定額B欄の下の端、歳入合計18億9,628万1,281円。収入済額18億6,828万1,642円。不能欠損額は136万3,120円。これは、一般国税の滞納繰越分で、地方税法第18条の1時効や、第15条の7滞納処分の執行停止等によって不納欠損処分をした金額です。

収入未済額は、2,663万6,519円。国民健康保険税の未納分でございます。24年度よりは1,180万円程度減額しております。収入済額を24年度と比較してみますと、6,696万5,662円の増額になっております。4款療養給付費交付金や9款繰入金などの増によるものでございます。

5ページは歳出で、支出済額B欄の下の端、歳出合計18億6,828万1,642円。24年度と支出済額を比較してみますと、8,108万3,585円増額しております。主な要因は2款保険給付費の療養諸費、一般被保険者分医療費等の増加によるものでございます。

6ページは平成25年度住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算額一覧表でございます。

歳入。調定額B欄の下の端、歳入合計5,414万4,314円。収入済額3,827万2,478円。不能欠損額はゼロでございます。

収入未済額は、1,587万1,836円。これは3款償還金、貸付金元利収入の未納分でございます。24年度よりは21万円程度増額しております。収入済額を24年度と比較してみますと53万165円の増額になっております。

下の表、歳出で、支出済額B欄の下の端、歳出合計231万5,369円。24年度より7万7,246円減額しております。

7ページ、平成25年度学校給食特別会計歳入歳出決算額一覧表でございます。

歳入。調定額B欄の下の端、歳入合計6,261万343円。収入済額

5,329万2,715円。不能欠損額は111万2,420円。これは、佐川町債権管理条例第17条の3号及び7号の規定により、滞納繰越分にかかる債権の放棄によって不納欠損処分をした金額です。

収入未済額は、820万5,208円。給食費の未納分でございます。24年度よりは252万円程度減額しております。収入済額を24年度と比較してみますと、93万5,621円の増額になっております。

下の表、歳出で、支出済額歳出合計5,329万2,715円。24年度より93万5,621円増額しております。

8ページ、9ページは、平成25年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算額一覧表と平成25年度特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算額一覧表でございます。

ごらんのとおり両方とも不納欠損額、収入未済額はございません。

なお、特定環境保全公共下水道事業は廃止が承認され、本年度の決算で終了しました。

次に、10ページの平成25年度介護保険特別会計歳入歳出決算額一覧表をごらんください。

歳入。調定額B欄の下の端、歳入合計16億3,454万4,008円。収入済額16億3,000万3,737円。不納欠損額は113万2,631円。これは介護保険法第200条により滞納繰越分に係る時効によって不納欠損処分をした金額でございます。

収入未済額は、340万7,640円。介護保険料の未納分でございます。24年度よりは92万円程度減額しております。収入済額を24年度と比較してみますと、1,391万3,796円の増額になっております。3款国庫支出金などの増によるものでございます。

下の表、歳出で、支出済額B欄の下の端、歳出合計16億2,590万6,900円。24年度と支出済額を比較してみますと、1,842万7,542円増額しております。主な要因は、2款保険給付費の居宅介護サービスや地域密着型介護サービス給付費などの増によるものでございます。

11ページ。平成25年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算額一覧表をごらんください。

歳入。調定額B欄の下の端、歳入合計2億1,594万6,497円。収入済額2億1,558万2,013円。不能欠損額は16万8,312円。これは高齢者の医療の確保に関する法律第160条により滞納繰越分に係る時効によって不納欠損処分をした金額です。

収入未済額は、19万6,172円後期高齢者医療保険料の未納分です。24年度よりは40万円程度減額しております。収入済額を24年度と比較してみますと、539万8,279円の増額になっております。1款後期高齢者医療保険料などの増によるものでございます。

下の表、歳出で、支出済額B欄の下の端、歳出合計2億1,298万6,336円。24年度と支出済額を比較してみますと、555万2,570円増額しております。主な要因は、2款後期高齢者医療広域連合納付金などの増によるものでございます。

次に、一般会計より各特別会計への操出金について御報告申し上げます。

国民健康保険特別会計へ1億684万6,000円、学校給食特別会計へ31万5,833円、農業集落排水事業特別会計へ1,552万2,777円、特定環境保全公共下水道事業特別会計へ1,076万1,489円、介護保険特別会計へ2億4,759万5,975円、後期高齢者医療特別会計へ8,003万7,948円、そして水道事業特別会計へ3,536万6,000円、病院事業特別会計へ3億2,366万7,000円繰り出しました。一般会計より各特別会計への操出金の総額といたしましては、8億2,011万3,022円となりました。

なお、各決算書の事項別明細書等につきましては、勉強会において、各担当課長から詳しく御説明させていただきますので、ここでは省略させていただきます。

次に、財産に関する調書、最終ページ、12ページをお開きください。

平成25年度 佐川町基金精算報告書でございます。

現在、財政調整基金を初め、一般会計は25件の基金、金額で43億4,240万3,819円と特別会計は4件の基金で2億5,991万4,253円、総合計額は、46億231万8,072円、それぞれの基金条例に基づき、定期預金で管理しております。25年度中の積み立てが3億468万3,461円。取り崩しが桜座運営基金と地質館運営基金そして国保財政調整基金合計で7,197万672円。したがって、24年度より2億3,270万円余り増額しております。

また、定期預金で得た益金総額（利子）は1,650万6,646円でした。この益金は、基金条例第4条により、基金に編入するとなっているものについては、基金へ積み立てました。そのほかは経費に充当し、なお余剰が生じた場合は、一般会計歳入歳出予算に計上して

整理することとなっています。

基金管理については、条例第3条、基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとありますように、佐川町資金管理並びに運用基準に基づいて、町内に支店を有する銀行、信用金庫、農業協同組合に利率の引き合いをし、より有利な運用に努めています。

今後につきましても、慎重に対応し、確実かつ有利な方法で管理していきますので、よろしく申し上げます。

簡単でございますが、以上をもちまして、平成25年度佐川町一般会計並びに特別会計7件の決算書の概要説明とさせていただきます。御審議の上、御認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

産業建設課長（渡辺公平君）

認定第9号、平成25年度佐川町水道事業特別会計の決算の認定につきまして、決算書1ページ、2ページによりまして補足説明をさせていただきます。

まず1ページでございますが、決算報告書、収益的収入及び支出。佐川町水道事業特別会計決算書の1ページをおあけください。

まず、収益的収入及び支出。収入でございます。決算額、第1款水道事業収益、1億6,124万1,028円でございます。第1項営業収益、1億4,984万6,986円でございます。第2項営業外収益、決算額1,138万1,309円でございます。第3項特別利益、1万2,733円でございます。

続きまして支出。第1款水道事業費用、決算額1億4,345万3,401円。第1項営業費用、1億1,755万5,115円。第2項営業外費用2,159万4,803円。第3項特別損失430万3,483円でございます。予備費は、第4項予備費はゼロでございます。

続きまして、2ページのほうには、資本的収入及び支出がございます。まず、収入の部でございます。第1款資本的収入、決算額5,578万4,000円。第1項企業債2,580万円。第2項負担金483万円。第3項出資金2,515万4,000円でございます。

続きまして支出。第1款資本的支出、決算額1億3,424万3,047円。第1項建設改良費8,736万1,935円。第2項企業債償還金4,688万1,112円でございます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額7,845万9,047円。こ

れにつきましては、(1) 過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 420 万 4,900 円。さらに、2 番目にあります過年度分損益勘定留保資金 7,425 万 4,147 円。これらをもちまして補填してございます。

以下、損益計算書、貸借対照表等、必要関係書類を添付してございます。なお、詳細につきましては、勉強会のほうで改めて説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

それでは私のほうから、病院事業の決算につきまして、補足説明を申し上げます。

佐川町病院事業特別会計決算書のほうをお願いいたします。1 ページでございます。

まず、収益的収入及び支出でございますが、病院事業収益につきましては、決算額は 15 億 7,981 万 5,772 円となりました。その内訳ですが、医業収益が 12 億 3,463 万 7,240 円。医業外収益 1 億 7,131 万 9,822 円。介護老人保健施設収益が 4,675 万 8,204 円。デイケア収益 7,161 万 3,756 円。デイサービス収益 5,080 万 7,854 円。居宅介護支援事業収益 422 万 4,360 円。特別利益が 45 万 4,536 円でございます。

その下の欄、支出でございますが、病院事業費用につきましては、決算額は 20 億 342 万 6,949 円となりました。内訳です。医業費用 13 億 8,229 万 533 円。医業外費用 4,810 万 7,708 円。介護老人保健施設費用 5,175 万 3,130 円。デイケア費用 5,391 万 5,613 円。デイサービス費用 4,143 万 2,122 円。居宅介護支援事業費用 573 万 1,793 円。特別損失は 4 億 2,019 万 6,050 円となりました。

この特別損失の主なものとしたしましては、病院の耐震化事業に伴う取り壊し建物や建物付属設備、構築物等の除却費が約 3 億円。固定資産の再整理に伴う償却不足額が 1 億 1,697 万円。診療費の不納欠損分が 209 万円ありまして、これだけで約 4 億 2,000 万の特別損失となります。

なお、これらはいずれも現金の支出を伴わないものでございます。予備費の支出はありませんでした。

次に、2 ページの資本的収入及び支出のほうをごらんください。

まず収入です。資本的収入につきましては、決算額は、10 億 8,584 万 6,000 円となりました。その内訳ですが、企業債が 9 億 100 万円。

出資金 1 億 2,780 万 7,000 円、補助金 5,703 万 9,000 円となっております。固定資産売却代金はありませんでした。

次に、支出でございますが、資本的支出につきましては、決算額は 11 億 7,606 万 7,221 円となりました。内訳といたしまして、建設改良費が 9 億 7,738 万 6,098 円。企業債償還金 1 億 9,868 万 1,123 円でございます。なお、この資本的収入額が資本的支出額に不足する額、9,022 万 1,221 円は、欄外に記載しておりますように、当年度分損益勘定留保資金、9,022 万 1,221 円で補填をいたしております。

なお、1 ページ、2 ページは予算額と対比するため、消費税込みの金額であらわしております

3 ページ以降は消費税抜きの金額となっております。

続いて 3 ページをお願いいたします。

3 ページから 4 ページまでは、損益計算書でございます。この計算書は、平成 25 年度におきまして発生いたしました全ての病院事業に関する収益と費用を、それぞれ対比をさせまして損益を計算したものでございます。

その結果、4 ページのほうをごらんください。経常損失でございます。各項目に番号をふっておりますが、13 番の、項目 13 の特別利益のすぐ上の行に経常損失とありますが、これは特別の利益や損失を除外した場合の数値を見るものでございまして、経常損失は 387 万 534 円となっております。

同じ 4 ページで右の端の数字でございますが、下から 3 行目のところをごらんください。先ほどの特別損失も加味いたしました当年度の純損失としましては、4 億 2,361 万 1,177 円となっております。前年度の繰越欠損金は 5 億 8,334 万 540 円でございますので、これを加えますと、当年度未処理欠損金は 10 億 695 万 1,717 円となっております。

5 ページは、剰余金計算書でございます。6 ページは、欠損金処理計算書でございます。7 ページから 8 ページまでは貸借対照表でございます。また、9 ページから 22 ページまでは事業報告書となっております。なお、9 ページのほうに病院事業の概況を総括して記載しております。そして 23 ページ以下に決算の付属書類をつけておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いい

たします。

議長（藤原健祐君）

引き続き、監査委員の決算審査の結果の報告を求めます。

代表監査委員（上田益英君）

それでは、平成 25 年度の決算審査の報告を監査委員よりさせていただきます。お手元に、平成 25 年度の決算審査意見書があると思いますが、それに基づきまして報告をさせていただきます。

まず、1 ページをごらんいただきたいと思います。

（以下、「平成 25 年度決算審査意見書」1 ページ 1 行目から 13 行目まで朗読）

3 の決算の概要につきましては、表にして示しておりますのでごらんをいただければと思います。

次に、2 ページ以降、一般会計、特別会計、各会計につきまして、決算額そしてそれに対します指摘及び意見等を述べさせていただいておりますので、そちらにつきましては、後ほどごらんをいただきたいと思います。

それでは、20 ページのほうをごらんいただきたいと思います。20 ページの総括をもちまして、監査委員の監査報告をさせていただきます。

（以下、「平成 25 年度決算審査意見書」20 ページ、21 ページ「総括」朗読）

以上でございます。

議長（藤原健祐君）

以上で、代表監査委員の報告が終わりました。

ここで、食事のため 1 時 30 分まで休憩します。

休憩 午後 0 時 15 分

再開 午後 1 時 30 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を行います。

総務課長（横山覚君）

それでは私から、議案第 46 号、平成 26 年度佐川町一般会計補正予算（第 2 号）につきまして、説明をさせていただきます。補正予算書の 4 ページをお開きください。

地方債補正です。地方債補正につきましては、今回の台風災害によりまして増額補正を計上しております。急傾斜地崩壊対策事業及び災害復旧事業の財源となります地方債の発行額の上限を変更するものでございまして、急傾斜地崩壊対策事業では 160 万円を増額し、上限額を 1,640 万円に、災害復旧事業では 2,350 万円を増額し、上限額は 5,050 万円となっております。

また、臨時財政対策債につきましては、平成 26 年度の普通交付税額の確定によりまして、臨時財政対策債の発行可能額も増額となりましたため、上限額を 3 億 5,390 万 8,000 円に変更するものでございます。

次に、事項別明細書 14 ページ、15 ページをお開きください。歳出のほうから説明をさせていただきます。2 款、1 項、3 目、13 節の説明欄にあります霧生関地区開発申請変更許可業務委託料の 972 万円は、霧生関公園（仮称）建設工事業につきまして、平成 27 年度にヘリポート等の整備をする計画とするために、現在、許可となっております開発許可の見直しを行うため、測量、設計、開発行為の変更許可申請の委託業務に係ります費用を計上するものでございます。

2 つ下の欄の 15 節でございます。説明欄の町有財産管理工事の 486 万円でございますが、台風 11 号時に庁舎税務課の天井から雨漏りが発生しまして、以後、少し強い雨の場合には、雨が漏り出すという状況になっております。庁舎の防水シートの劣化による雨漏りでございますので、防水シートの敷設がえ工事を行うものでございます。

次に、中ほどの 2 款、1 項、4 目、13 節の説明欄、地域公共交通住民ニーズ調査等委託料 276 万 9,000 円につきましては、本年度から当町の実態に即しました地域公共交通はどうあるべきかについての検討を行うこととしておりますが、そのために、佐川町地域公共交通検討会を発足させますとともに、現状の把握と課題抽出のための住民ニーズ調査の委託費用を計上するものでございます。

2 つ下の欄でございます。2 款、1 項、5 目、13 節の説明欄の電算機器保守管理委託料 451 万 4,000 円につきましては、現行のインターネット接続機器のメーカー保証期間が来年の 6 月で終了することとなりましたことから、接続機器の入れかえ購入を行う必要が生じてきたための補正であります。

また、現行のシステムでは、インターネット通信速度が非常に遅いことや、メールシステムにおいては国が推奨するメールアドレスになっていないことに加えて、迷惑メールが大量に送られてくるなどの不具合もございまして、このたびの接続機器の入れかえに合わせて、これらの課題も解消するためのインターネットシステムの再構築を行うものでございます。

続きまして、20 ページ、21 ページをお開きください。

ページの下のほうになります。5 款、1 項、3 目、15 節の説明欄でございます。空き家活用促進事業工事請負費 2,833 万 5,000 円につきましては、本年度、町に着任をいたしました 5 名の地域おこし協力隊の隊員のうち 4 名につきましては、町が民間から借り受けた家屋を提供しているところでございますが、そのうち、耐震改修の行う必要のあるものなど、3 軒の家屋と今後増員予定の協力隊の 2 名分の家屋も含めまして、5 軒について国、県の補助事業を利用して耐震改修を行うものです。

また、県の畜産試験場に建設されております県住宅、これを地域おこし協力隊や移住者用として借り上げるための費用も合わせて計上しております。

次の欄の 4 目、19 節です。説明欄のトマト集出荷場整備補助金 363 万 2,000 円につきましては、このたびの台風 12 号によりまして、日高村にあります J A コスモスのトマト集出荷場の選果機、選別機、包装機などの出荷用機械が水没いたしまして、修繕が不能となったために、それらの機械設備の再整備を図るために支出をする補助金でございます。

次の欄の 6 目、19 節の説明欄、こうち農業確立総合支援補助金△の 900 万円につきましては、当該事業によりましてニラのレンタルそぐり機の導入を予定をしておりましたけれども、補助事業の要件を満たすことができなくなったために、事業の申請を取り下げまして、減額補正をするものでございます。

続きまして、22 ページ、23 ページをお開きください。

中ほどの表です。8 款、1 項、4 目、3 節の説明欄、超勤手当の 342 万 4,000 円及び管理職員特別勤務手当の 184 万 5,000 円につきましては、このたびの台風に対します災害対策本部の設置や避難施設の開設、運営などにおける出務職員の手当の発生によりまして、当該費目の予算が消耗しましたことから、今後の台風襲来の対応を

2回と見込みまして、台風 11 号時に必要となりました職員手当費をベースといたしまして、その 2 回分を計上するものでございます。

24 ページ、25 ページをお開きください。

中ほどの表です。10 款、1 項、1 目、13 節の説明欄、測量設計委託料の 109 万円及び 15 節の説明欄、災害復旧工事の 790 万円。下の表に移りまして、10 款、2 項、1 目、13 節の説明欄、測量設計委託料の 852 万円及び 15 節の説明欄の災害復旧工事の 5,310 万円につきましては、このたびの台風 11 号、12 号によります農道水路の農林災害、また道路、河川などの公共災害にかかります費用について補正を行うものでございます。

次の欄の 2 目、15 節の説明欄、がけくずれ住家防災対策工事の 5,529 万 8,000 円につきましては、このたびの台風によりまして、町内の 10 カ所においてがけくずれ住家防災対策事業の対象となります災害が発生したことによりまして、関係工事費を計上するものでございます。

26 ページ、27 ページをお開きください。

2 段目の表です。13 款、1 項、1 目、説明欄の予備費でございます。1,000 万円となっております。2 週連続で町に大きな影響を与えました台風 11 号と 12 号につきましては、両台風ともに災害対策本部を立ち上げまして、災害対応、避難所対応に延べ 200 人もの大勢の職員が出勤をしたところであります。出務日が土、日、また夜間にまたがりましたことや、台風の速度が遅かったこともありまして、長時間の出務になったことで、既存の超過勤務手当では足りず、予備費対応といたしました。

また、12 号台風によりましては、東元町の和楽公園のふもとの斜面に亀裂が入りまして、大きく崩壊する危険性が出てきたことによりまして、応急処置として大型土のうでの対処、ブルーシートでの覆土処理を行ったこと、また旧の鷹ノ巣養豚団地の太陽光発電施設沿いの町有林の土砂崩れがございまして、それに対する費用も予備費対応といたしましたことから、予備費の予算がほぼ底をつく状態となりまして、今後の災害発生に備えることも考慮いたしまして、今回の補正によりまして、当初の予備費の予算規模を保つ補正額を計上しておるものでございます。

それでは、帰っていただきまして、10 ページ、11 ページをお開きください。

歳入でございます。一番上の表です。9款、1項、1目、1節の説明欄にあります普通交付税の1億7,930万9,000円につきましては、7月に平成26年度の普通交付税が確定したことによりまして、当初予算の計上額との差額を補正するものでございます。平成26年度の普通交付税は、25億2,630万9,000円となっております。

2段目の表に移りまして、11款、2項、2目、1節の説明欄にございます、がけくずれ住家防災対策事業負担金の507万4,000円は、当該事業の対象となります民家の個人負担金分となっております。

次の表の13款、2項、4目、1節の説明欄にございます、空き家再生等推進事業補助金の1,500万円につきましては、地域おこし協力隊員が居住いたします住宅の耐震化や整備に対するものでございます。また、6目、1節の説明欄にあります、現年災害復旧費補助金3,541万7,000円は、このたびの台風によります道路河川の災害に対する補助金となっております。

次の表の14款、2項、1目、1節の説明欄にございます地域公共交通住民ニーズ調査等委託料県補助金、これの202万2,000円は、当町の地域公共交通を検討するために行う住民ニーズ調査の委託料に対する補助金でございます。

2つ下に行っていただきまして、4目、1節の説明欄にございます、農業振興事業補助金△の450万円、これはこうち農業確立総合支援事業によりニラのレンタルそぐり機の導入を予定しておりましたけれども、補助事業の要件を満たすことができなくなったため、補助事業を取り下げまして、減額補正をするものです。先ほど、出のほうで御説明したものと同じでございます。

次の欄の5目、2節の説明欄にございます、空き家活用促進事業補助金750万円につきましては、先ほどの13款で説明いたしました地域おこし協力隊住宅の耐震化や整備に対する県補助であります。

次の欄の7目、1項、現年災害補助金395万円ですが、このたびの台風によります農道水路などの災害に対する補助金となっております。また同じく、3節の説明欄にあります、がけくずれ住家防災対策事業補助金2,764万9,000円につきましては、当該事業に対します県補助金となっております。

12ページ、13ページをお開きください。

2段目の表でございます。17款、1項、1目、1節の説明欄にございます、財政調整基金繰入金につきましては、普通交付税や臨時

財政対策債、また前年度決算によります繰越金などの一般財源の増額によりまして、財政調整基金からの繰入金について、1億8,714万3,000円の減額補正をするものでございます。

次の表の18款、1項、1目、1節の説明欄にあります前年度繰越金につきましては、平成25年度の決算の確定によりまして、8,182万6,000円を補正するものでございます。

次の表の20款、1項、3目、1節の説明欄、現年災害の350万円、2節の説明欄、公共事業費債の160万円や公共土木施設災害復旧費の2,000万円につきましては、農林水産業施設の災害復旧費や公共土木施設の災害復旧費、また急傾斜地崩壊対策事業に係ります地方債額を補正するものでございます。

またその下の欄の4目、1節の説明欄の臨時財政対策債につきましては、臨時財政対策債の確定によりまして、910万8,000円を補正するものでございます。以上でございます。よろしく願いをいたします。

町民課長（麻田正志君）

それでは、私からは、議案第47号、平成26年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明をさせていただきます。

今回の補正でございますが、歳入につきましては、歳出予算の増額補正に対応するための基金の繰り入れとなっております。歳出につきましては、前年度の療養給付費等負担金などの精算に伴いまして、返還金が生じたことと、保険税還付金、還付加算金につきまして、当初見込みを上回る支出となっておりまして、増額補正をするものです。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。補正予算書の事項別明細書の10ページ、11ページをお開きください。

11款、1項、1目一般被保険者保険税還付金、23節につきましては100万円。2目退職被保険者等保険税還付金、23節につきましては30万円。1段飛びまして4目一般被保険者還付加算金、23節につきましては10万円。5目退職被保険者等還付加算金、23節につきましては5万円。当初見込みを上回る支出となっておりまして、増額補正、表の中ほどの3目償還金、23節につきましては、昨年度、平成25年度の療養給付費負担金や特定健康診査負担金などの負担金や交付金の精算により、超過交付額が確定したことによりまして、その額を返還するため1,607万8,000円の増額

補正をするものです。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。8ページ、9ページをお開きください。

9款、2項、1目、1節財政調整基金繰入金につきましても、歳出予算の増額補正に対応するため、1,752万8,000円の増額補正をするものです。以上でございます。よろしくお願いいたします。

産業建設課長（渡辺公平君）

議案第48号、平成26年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

補正予算案の事項別明細書、4ページ、5ページをごらんください。補正予算額3,595万6,000円を補正しておりまして、補正後の合計金額3,595万7,000円としてございます。これは、25年度決算によりまして、26年度への繰越金の額が確定いたしまして3,595万6,000円を補正するものでございます。

歳出につきましても、6ページ、7ページをごらんください。同額をつきまして3,595万6,000円予備費のほうに補正させていただいております。合計しまして、3,660万円となるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私からは、議案第49号の、平成26年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の補足説明をいたします。

補正予算書の一番最後のページ、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。歳出の中の2款、6項、特定入所者介護サービス費の中の1目、2目、4目の間の予算が過不足をいたしましたので、その同項内の財源、予算の組み替えでございます。

それから7款諸支出金、1項の中の償還金、これにつきましては、1,144万5,000円、平成25年度の介護給付費の実績が確定いたしましたことによりまして、償還金が生じたので、その金額を補正をしております。

歳入につきましても、お戻りいただきまして8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。繰入金、基金の繰入金、介護保険事業費、事業運営基金を1,144万5,000円繰り入れさせていただきまして、財源といたしております。以上でございます。

町民課長（麻田正志君）

それでは、私からは議案第50号、平成26年度佐川町後期高齢者

医療特別会計補正予算（第2号）の説明をさせていただきます。

補正予算書の事項別明細書の10ページ、11ページをお開きください。歳出となります。4款、1項、1目予備費に歳入の繰越金の増額補正に対応いたしまして、259万4,000円を計上しております。

続きまして、8ページ、9ページをお開きください。歳入となります。6款、1項、1目、1節繰越金に、前年度からの繰越金として259万4,000円を計上しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

総務課長（横山覚君）

私からは、議案第51号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明をさせていただきます。

これにつきましては、後ほどにも説明があるかと思えますけれども、このたび、佐川町いじめ問題調査委員会条例が制定されることになりまして、その制定に伴いまして当該委員会委員を特別職の職員として追加をするものであります。

なお、この条例は公布の日から施行することになっております。よろしく願いをいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私からは、議案第52号、佐川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、並びに、議案第53号、佐川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

まず、議案第52号の御説明をさせていただきます。

議案書、条例案のほうを、まず見ていただきますと、第1条のところに趣旨がございます。この条例は、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものということになっております。

お手元にですね、お配りいたしました参考資料、議案第52号関係というものを、ちょっとお手元へ出していただきまして、内容につきましては、それを説明させていただきます補足説明いたします。

この条例案につきましては、市町村は、施設型給付それから地域

型保育給付の対象となることを希望します教育・保育施設や事業者について、施設・事業者の申請に基づきまして、給付の対象となることを確認し、給付費を支払うことというふうになっております。

新しい制度の中でのことですが、まず、確認を受ける施設・事業者の要件といたしまして、①、②とありますが、まず①都道府県及び市町村から認可を受けること。それから②市町村が定める運営に関する基準を満たすこと。※であります。このうち、②の運営基準は、国の定める基準、これに基づいて市町村が条例で定めることということになっております。

従うべき基準、参酌すべき基準というふうにあります。それには、従うべき基準については、基本的には国の定める基準に基づくもので、基準以上で、基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるものと。参酌すべき基準としましては、国の基準を十分に参照したうえであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容されるものというふうな国の定めがございます。

定めに沿いまして、その下に、以降に1ページからずっと3ページまでございますが、条例案の項目に従いまして、国基準とあと佐川町条例案の対比表を載せております。重立ったもの全ては御説明できませんが、重立ったものについて御説明をいたします。

まず、利用定員、項目の一番上の利用定員につきまして、教育・保育施設、これは具体的には保育所、幼稚園、認定こども園を指しますが、これの中の保育所及び認定こども園の利用定員は20人以上とするというものがおります。

それから右に行っていただいて、地域型保育事業につきましては、①から④まで、家庭的保育事業、以下4事業があります。こういった利用定員を定めることとなっておりますが、佐川町におきましては、国の基準どおりの利用定員を定めることとしております。

それから、1つ飛びまして、正当な理由のない提供拒否の禁止ということで、一番上の、○支給認定保護者から教育・保育の利用申し込みを受けた時は、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。それから、○利用定員を超える申し込みがあった際に選考を行う場合は、事前に選考方法を保護者に明示した上で行わなければならない。こういった基準があります。これも佐川町は国の基準どおりに条例案をつくっております。

それから、下、あっせん、調整及び要請への協力ということで、教育・保育施設及び地域型保育事業者は、施設または事業の利用について市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。これも国の基準どおりです。

2つ飛びまして、連携施設の確保ということで、これは地域型保育事業にのみ適用されるものですが、次に掲げる事項の連携協力を行う教育・保育施設を確保することということで、4点挙げられております。

それから、2ページに移りまして、居宅訪問型保育事業で乳幼児に対する保育を行う場合は当該乳幼児の障害、疾病の状態に応じ、あらかじめ連携する障害児入所施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。とあります。これ、右に行っていたきまして、佐川町条例案につきましては、この条文自体は、基準内ということになります。国の基準では経過措置、5年間の経過措置が設けられておりますが、佐川町におきましては、この経過措置を設けないということの条例案としております。

次、項目では、利用者負担額等の受領、それから下へ行っていただきまして、教育・保育の取扱方針、それから、以下、自己点検・評価、相談及び援助、緊急時等の対応、運営規程、勤務体制の確保等、定員の遵守、それから3ページに移りまして、項目だけ述べますけれども、平等に取り扱う原則、虐待の禁止、懲戒に係る権限の乱用禁止、秘密保持等、情報の提供等、利益供与等の禁止、苦情解決、それから事故の防止、発生時の対応、これらにつきましては、国の基準どおりの条例案となっております。

最後、共通項目になりますけれども、施設等の長に関する基準、それから施設等の確認に係る基準につきましては、佐川町では暴力団排除条例がありますことから、それらに適用する条文を載せてございます。

簡単ですけれども、第52号の説明を終わります。

引き続きまして、第53号、佐川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定ということで、これもまず条例案の第1条、趣旨を読みますと、この条例は、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。となっております。

これも、内容の説明につきましては、参考資料、第53号関係と

いうものを用いまして、概要を御説明いたします。点線の枠内の一番上ですけれども、地域型保育事業、これは家庭的保育事業と読みかえることができますが、これは新たに市町村の認可事業として位置づけられる事業です。原則としては、満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対して行われる事業で、次の4種類があります。ということで、類型が、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業ということで、内容につきまして、主に定員等の区分によります類型がなされております。

この認可基準につきましては、先ほどの52号の御説明もしましたが、同じように、国の基準の定めるもので従うべき基準、それから参酌すべき基準に基づいて条例で定めることというふうになっております。

以下、1ページの終わりのほうから御説明をいたします。

まず、総則・共通部分につきましては、これは最低基準の項目になっております。基準の目的、基準の向上、そして運用、この部分につきましては、国の基準どおりとなっております。

めくっていただきまして、2ページですが、保育所等との連携というところで、○のところを読みますと、家庭的保育事業者等は、次の事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しなければならない。ということで、この4点ありますけれども、国の基準につきましては経過措置が書かれておりますが、佐川町の条例案につきましてはそこに書いてございますが、保育の質を確保するものであるから経過措置は設けない。という形になっております。

続きまして、項目、職員の要件、それから食事、食事の提供と外部搬入の特例、それから健康診断、保育時間、内部規定、帳簿、苦情処理、これらにつきましては国の基準どおりとなっております。

施設等の運営につきましては、先ほどの52号でも申しましたが、佐川町の暴力団排除条例に係る項目を追加をいたしております。

3ページ、4ページにつきましては、具体的な各事業ごとの基準に対する条例案となっております。

まず、一番上、家庭的保育事業、これは定員5人以下の事業ですが、施設につきましては、国の基準どおり。職員については配置する職員について、1つ目の印があるところ。家庭的保育者は、市町村長が行う研修を終了し、保育士と同等以上の知識及び経験を有するものと認められる者で、とありますが、これについて佐川町の条

例案では、職員については町長が行う研修を終了した保育士、保健師、または看護師の資格を有する者ということで限定をしております。これは、国の基準にある保育士と同等以上の知識及び経験を有する者というものが、判断基準があいまいになる恐れがあるということで、資格を持った者を職員配置するという条例案になっております。

次、小規模保育事業（A型・B型）です。これにつきまして、設備のほうは保育室等、それから屋外遊技場は基準どおり。ですが、耐火基準の中で、保育所に準じた耐火設備で保育室等を2階以上に設置する場合とありますが、これについて佐川町の条例案では、保育室の設置階数は2階以下とするという形にしております。これは防災等の関連がありますが、津波被害が想定されない佐川町としては、防災上の観点から余り高い階に設置するというよりは、2階以下のほうが望ましいということで2階以下という形の条例案にしております。

職員の部分につきましては、配置する職員は、基準どおり。ですが、保育士の配置数につきましては、これはB型、中間型のほうで配置する保育従事者のうち半数以上は保育士とするとありますけれども、これも右のほう見ていただきますと、B型については、保育従事者のうち4分の3以上を保育士とするというので、これは佐川町においては保育の質を確保する観点から、半数以上というものよりかはもっと質を上げていくということで4分の3以上という基準を設けます。

それから下に行きまして、小規模保育事業、C型です。これも施設設備のほうにつきましては、内容はほぼ同じなんですけれども、A型、B型と同じように保育室の設置階数は2階以下とする、いう基準になります。

それから配置する職員につきましても、同じように保育士と同等以上の知識及び経験を有する者というところを、保育士、保健師または看護師の資格を有する者ということでさせていただきます。

最後、4ページに移りまして、居宅訪問型保育事業です。項目。保育の内容、職員数、連携施設、あります。佐川町の条例案を見ていただきますと、これも同じように、職員については、町長が行う研修を終了した保育士、保健師、または看護師の資格を有する者とするという項目を、これは追加をいたします。

最後に、事業所内保育事業につきまして、利用定員の設定、設備等は国の基準どおり。職員の中での保育士の配置数。これにつきましても 19 人以下の小規模型につきまして、国の基準では半数以上は保育士とするとあるのを、保育従事者のうち 4 分の 3 以上を保育士とするという佐川町の基準といたしております。

以上、52 号、53 号の御説明を終わります。

この条例案の検討につきましては、担当課の検討に加えまして子ども・子育て会議、佐川町に設置しております子ども・子育て会議の御意見も参考にさせていただきます。佐川町の条例案をつくっております。以上、よろしく申し上げます。

教育次長（吉野広昭君）

それでは、私のほうから、議案第 54 号並びに議案第 55 号につきまして、御説明させていただきます。

議案第 54 号、佐川町いじめ問題調査委員会条例の制定について、御説明いたします。本条例案は、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであることから、いじめの防止等のために施行されたいじめ防止対策推進法に基づき、速やかに重大事態に対処し、事実関係を明確化するために調査委員会を置くものです。

お手元の参考資料、議案 54 号関係をごらんください。

本調査委員会は、先ほど申し上げました、いじめ防止対策推進法に基づき、教育委員会が学校の設置者として、重大事態に係る調査を行う場合、すぐに組織をすることが困難であるため、日ごろから附属機関として設置しておくためのものです。なお、調査の対象となる重大事態は、いじめにより児童生徒が自殺を企図した場合や、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性疾患を発症した場合などを想定しております。

続きまして、議案第 55 号、佐川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして、御説明させていただきます。

本条例案は、子ども・子育て関連 3 法が成立し、来年度より新しい子ども・子育て支援制度による子ども・子育て支援事業が行われることに伴い、児童等が健全で健やかに育成される環境を担保するため、放課後児童健全育成事業における児童 1 人当たりの占用面積とか放課後児童支援員となる者の要件、施設の開所時間等、必要な

水準を定めるためのものです。

お手元の参考資料、議案第 55 号をごらんください。

条例制定に至りました経緯につきましては、先ほど申し上げました子ども・子育て支援制度創設に伴い、放課後児童健全育成事業に係る設備、運営について事業主体である市町村が、制度が施行される来年度までに条例で定めることが必要となっております。

また、改正児童福祉法に基づき、児童の身体的、精神的発達などのため、必要な水準を確保し、明るく衛生的な環境で、素養があり適切な訓練を受けた職員の支援によって、心身ともに健やかに育成されることを保障するものであり、条例制定に当たっては、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に示された、従うべき基準、参酌すべき基準を踏まえ、制定されなければならないこととされております。

それでは、参考資料 1 枚おめくりください。

本条例案につきまして、本表によりまして国の基準と対比しながら項目ごとに御説明させていただきます。条例案第 3 条、4 条関係。趣旨、最低基準の目的、最低基準の向上。同 4 条、最低基準と放課後健全育成事業者。同 5 条、放課後児童健全育成事業者の一般原則につきましては、国の基準と同様です。

また、国の基準にはありませんけれども、本町では第 6 条に、暴力団員等の排除について定めております。

条例案第 7 条関係の放課後児童健全育成事業者と非常災害対策。同 8 条、放課後児童健全育成事業の職員の一般的要件。同 9 条、職員の知識及び技能の向上等。同 10 条、設備の基準についても、国の基準と同様です。

次のページをごらんください。

こちら、項目について記入漏れで空欄となっておりますが、こちらは 11 条関係の職員の項目となっております。大変申しわけございません。御記入いただければありがたいです。職員の項目につきましては、国の基準と同様となっております。ただ、同じ 11 条関係で、国の参酌すべき基準であります支援の単位につきましては、現在、佐川小学校で行っておりますナウマンクラブの定数により児童数を実情に合わせ、おおむね 50 人と変更しております。

第 12 条から第 22 条までの、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、放課後児童健全育成事業、秘密保

持等、苦情への対応、開所時間及び日数、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応につきましては、いずれも国の基準と同様となっております。以上、よろしくお願いいたします。

国土調査課長（氏原敏男君）

それでは、私からは、議案第 56 号、字の区域及び名称の変更について、御説明をさせていただきます。お手元の参考資料、議案第 56 号関係をお開きください。

今回対象となります字東ノ土居甲 2452 番地につきましては、桃色で着色した箇所となっております。公図、奥ノ土居内に飛び地となっております。土地の管理、利用などで不便となるため、変更するものです。よろしくお願いをいたします。

産業建設課長（渡辺公平君）

私からは、議案第 57 号、町道路線の認定について、及び議案第 58 号、平成 25 年度佐川町水道事業特別会計利益剰余金の処分について、この 2 件につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、議案第 57 号、町道路線の認定について、でございます。路線名は、蔵法院 8 号線、起点、字蔵尾甲 2099 番 1 号、終点も同じ字、同じ番でございます。参考資料をお配りしておりますので、そちらのほうをごらんください。

左右それぞれ、地図をつけておりますが、右側の地図をまずごらんください。手前のほうには国道 33 号がございます。そこから北のほうへ、ちょうどこの 33 号の入ったところに佐野屋佐川店さんがあります。これを北のほうに入っていきます。この入っていく町道は上郷蔵法院線という町道でございますが、途中まで行かして、町道蔵法院 6 号線へ入ってまいります。そしてこの地図で、赤の斜線を引いておるところ、これが現在の認定を議案として上げております町道蔵法院 8 号線でございます。これの拡大地図、500 分の 1 にしました集積図が左のほうにございます。

この赤で塗ったところ、延長が 45.6 メートルでございます。幅員が 4.3 メートル。両側に道路側溝を構え、道路構造基準を満たしているものでございます。これにつきまして、道路認定につきまして、議会の議決を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

もう 1 件、議案第 58 号でございます。議案第 58 号のペーパーをごらんください。

この内容につきましては、地方公営企業法の一部が改正されまして、平成 24 年 4 月 1 日に施行されておるものでございます。貸借対照表の資本の部につきましては、資本金の減少とか資本剰余金の処分とか、あるいは未処分利益剰余金の処分をする場合、佐川町では、その都度、議会の議決を求めるようになってございます。

今回、資本金の減少とか資本剰余金の処分はございませんが、未処分利益剰余金、これは 25 年度の収益的収支で黒字になったものでございます。1,383 万 3,975 円につきまして、議会の議決を求め、減債積立金として積み立てる、こういった趣旨のものでございます。全額を積み立て、処分後残額をゼロにするというものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

私からは、議案第 59 号、平成 26 年度佐川町病院事業特別会計資本金の額の減少及び資本剰余金の処分につきまして、補足説明を申し上げます。

先に、地方公営企業法の一部改正が行われまして、地方公営企業の資本制度や会計基準の見直しなど、地方公営企業会計制度の大幅な見直しが行われました。そのうち、資本制度につきましては、平成 24 年 4 月 1 日から適用され、また新しい会計基準につきましては、平成 26 年度予算から実施が義務づけられているところでございます。

資本制度の見直しでは、地方公営企業の経営の自由度を高める観点などから、議会の議決を経て、利益の処分、資本剰余金の処分、及び資本金の額の減少をすることができるようになりました。これを受けまして、病院では、新しい会計基準での財務状況を今後より明確に示していく、そういった趣旨も含めまして、平成 25 年度決算における累積欠損金を解消し、資本金の額を減少することについて、地方公営企業法第 32 条第 4 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

また、平成 26 年 4 月から、新しい会計基準へ移行するに当たり、計上が義務化されました引当金を一括して特別損失に計上しておりますが、これは、本来、平成 25 年度までの収支に含まれるべき性質の損失未計上額でありまして、この額を含めまして、資本金及び資本剰余金をもって補填することにつき、地方公営企業法第 32 条第 3 項の規定に基づき、あわせて議会の議決を求めるものでござい

ます。

内容といたしましては、平成 26 年度における病院事業特別会計資本金 16 億 8,447 万 6,724 円のうち、10 億 4,253 万 4,717 円及び資本剰余金の全額 4,878 万 1,000 円をもって繰越欠損金 10 億 695 万 1,717 円及び平成 26 年度会計移行引当金に係る特別損失 8,436 万 4,000 円を補填し、別紙のとおり処分するものでございます。

2 枚目をお願いいたします。2 枚目の別紙。平成 26 年度病院事業特別会計資本金及び剰余金計算書をごらんください。

この表、3 つに分かれております。上の表、真ん中の表、下の表。上の端の表でございます。1 行目、前年度末残高、平成 25 年度末の残高でございますが、資本金のうち、自己資本金が 16 億 8,447 万 6,724 円。借り入れ資本金が 24 億 1,986 万 8,368 円。剰余金の中の資本剰余金のうち、国庫補助金が 4,584 万 6,000 円。県補助金が 5 億 7,131 万 6,000 円。一般会計補助金が 200 万円。資本剰余金合計で 6 億 1,916 万 2,000 円。欠損金の未処理欠損金が△の 10 億 695 万 1,717 円。資本金と剰余金を合わせた資本合計は、37 億 1,655 万 5,375 円となっております。

2 行目、前年度処分額はありません。3 行目、処分後残高は変更なしで、ごらんのとおりの金額となっております。右のほうですが、剰余金の中の欠損金の欄、未処理欠損金は、△の 10 億 695 万 1,717 円でございます。これが、平成 26 年度への繰越欠損金となります。

続いて、真ん中の表をごらんください。

会計基準の見直しに伴い、平成 26 年度会計への移行処理をしたものでございます。この表の 1 行目の当年度会計移行振替処理としまして、借入資本金 24 億 1,986 万 8,368 円が△となって、固定負債・流動負債へ移行と注記、注意書きされております。この借入資本金につきましては、病院の施設などの建設あるいは改良等に充てられました企業債のことでございますが、従来会計基準では借入資本金として資本の部に計上をされておりました。このたびの会計基準の見直しにより、負債の部に計上されることになりまして、そのうち、1 年以内の返済期限が到来するものにつきましては、流動負債に分類、それ以外のものは固定負債に計上することになっております。したがって、この借入資本金は、全額、負債に整理をされて、それぞれ、固定負債、と流動負債に移行をしております。

同じ行を右のほうへ2つ目、県補助金5億7,038万1,000円が△となって繰延収益へ移行と注記されております。この県補助金は、病院の耐震化事業に当たりまして、県から交付されました補助金の総額ということになります。こういった補助金などの会計処理も変更となりました。従来の会計基準では、公営企業が国や県から補助金等を受けまして、施設などの固定資産を取得した場合は、この補助金等を資本譲与金、資本の部でございまして、資本譲与金のほうに計上することとされておりました。新しい会計基準では、これらの補助金等は負債、繰延収益に計上した上で、減価償却費の見合い財源として順次、収益化されることになっております。

次に、2行目です。当年度会計移行引当金、特別損失ですが、欠損金の欄の未処理欠損金として△の8,436万4,000円を計上いたしました。この引当金は、この表の下、欄外に記載をしておりますとおり、新たに計上が義務づけられました退職給付引当金、賞与引当金、賞与法定福利費引当金及び貸倒引当金につきまして、移行時の不足額を一括して特別損失に計上したものであります。

次に、下の端の表をお願いいたします。

1行目、資本金の欄です。平成26年度からの会計基準移行によりまして、勘定科目が変更され、自己資本金の表示は、この表ではなくなっております。剰余金も、資本譲与金と利益剰余金の2つに区分されることになりました。当年度会計移行後残高は、資本金16億8,447万6,724円。資本譲与金は4,878万1,000円。利益剰余金の欄の当年度未処理欠損金といたしまして、△の10億9,131万5,717円。資本合計では、6億4,194万2,007円となっております。

2行目、議会の議決による処分額ですが、次の3行目、当年度未処理欠損金の補填としまして、資本金から10億4,253万4,717円。資本譲与金から4,878万1,000円の合計10億9,131万5,717円をもって、当年度未処理欠損金の△10億9,131万5,717円に充てまして、繰越欠損金をゼロとするものでございまして、この結果、処分後残高は、資本金のみでございまして、6億4,194万2,007円となります。

なお、お手元のほうへ参考資料といたしまして、59条関係でA3の貸借対照表、それと総務省から配付を受けてます地方公営企業会計制度の見直しについての資料、その中の資本制度の抜粋でございまして、それと、根拠法令をお配りをさしていただいております。

この貸借対照表のほうは、先ほど私が2枚目の計算書に基づいて説明いたしました表と符合しておりまして、このA3の1枚目、平成25年度佐川町病院事業特別会計貸借対照表、平成26年3月31日現在、これが上の端の表に対応いたします。それから次のカラーつきですが、26年4月1日新会計移行後という、この貸借対照表が真ん中の表に照合してます。それから最後の端が、移行後はどうなるかということでの貸借対照表でございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（藤原健祐君）

これで、認定第1号から議案第59号までの提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議を、8日の午前9時とします。

本日は、これで散会します。

散会 午後2時33分